

給水拠点一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

施設名	所在地	確保水量 (m ³)
駒沢給水所	弦巻 2-41-5	3,200
世田谷区立こどものひろば公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	下馬 2-31-4	1,500
和田堀給水所	大原 2-30-43	20,200
玉川給水所	玉川田園調布 1-19-1	20,000
世田谷区立中町二丁目公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	中町 2-34-1	100
世田谷区立葎根公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	船橋 6-21	1,500
砧浄水場	喜多見 2-9-1	8,300
砧下浄水所	鎌田 2-4-1	700
大蔵給水所	砧 2-8-1	13,300
都立祖師谷公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	上祖師谷 4-1	1,500
都立代々木公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	渋谷区神園町 2-1	1,500
和泉水圧調整所	杉並区和泉 2-5-23	16,600
杉並区立昭栄公園内震災対策用応急給水施設 (応急給水槽)	杉並区高井戸西 1-12	1,500

〔資料第78〕

区有井戸一覧

(令和2年4月1日現在)

地域	所在場所
世田谷	経堂地区会館、上馬塩田緑地、太子堂2-1-1遊び場、若林もみじ公園、三軒茶屋小、中里地区会館
玉川	瀬田農業公園、深沢4丁目環境共生住宅(2本)、玉川中、玉堤小、深沢中、瀬田中、尾山台中、用賀小
砧	なし
烏山	シティーコート世田谷給田、上祖師谷6-1-2墓地内

〔資料第79〕

震災対策用井戸数と選定基準

(令和2年年4月1日現在)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	合計
井戸数	336	315	323	161	166	1,301

選定基準

- 1 区内にあること。
- 2 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- 3 災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

〔資料第 80〕

世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱

平成 13 年 8 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、大震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、世田谷区震災対策用井戸の指定及び維持管理等について必要な事項を定める。

(震災対策用井戸の種類)

第 2 条 震災対策用井戸として指定する井戸(以下「指定井戸」という。)の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 手動式ポンプ井戸
- (2) 電動式ポンプ井戸
- (3) 手動・電動式併用ポンプ井戸

(指定要件)

第 3 条 指定井戸は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 区内にあること。
- (2) 現在、井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用を予定しているものであること。
- (3) 災害時に付近の住民に井戸水の提供ができる井戸であること。

(指定井戸所有者又は管理者の責務等)

第 4 条 区長は、指定井戸の所有者又は管理者(以下「指定井戸所有者」という。)に、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 指定井戸を適正に管理し、災害時に井戸水を付近の住民に提供すること。
- (2) 「震災時井戸水提供の家」の看板を門・扉・塀など近隣から見える場所へ表示すること。

2 区長は、災害対策に寄与するため、区が実施する次に掲げる事項を指定井戸所有者に承諾させるものとする。

- (1) 防災関係資料(防災マップ等)へ指定井戸に関する情報を掲載すること。
- (2) 防災を目的として活動する町会長、自治会長等の区民へ指定井戸に関する情報を提供すること。
- (3) 指定井戸の水質検査のため、区が委託する水質検査の業者に指定井戸に関する情報を提供すること。

(指定等の手続)

第 5 条 区長は、指定井戸として指定を受けようとする井戸の所有者に、震災対策用井戸指定申請書(第 1 号様式)により申請させるものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、審査を行い指定の可否を決定し、当該決定をしたときは速やかに申請をした者に対し、震災対策用井戸指定可否決定通知書(第 2 号様式)により通知する。

3 世帯主の変更又は相続等により、指定井戸所有者を親族内で変更した場合は、震災対策用井戸所有者(管理者)名義変更届出書(第 3 号様式)を区長に提出さ

せるものとする。

- 4 住居の売買等により、指定井戸所有者を親族でない者に変更した場合で、引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、第1項の規定により申請させるものとする。

(維持管理等)

第6条 区長は、指定井戸の平常時の維持管理を指定井戸所有者に行わせるものとする。

- 2 指定井戸の水質検査は、登録時及び2年に1回（区が一年おきに一斉に実施するとき。）行うものとし、当該検査に係る費用は、区が負担する。
- 3 区長は、指定井戸の水質検査の結果について、必要に応じて町会長、自治会長に通知する。
- 4 区長は、指定井戸に係る修理に要した経費につき世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱（平成11年2月15日世防発第396号）に基づき、補助することができる。

(指定解除)

第7条 指定井戸の指定を解除する場合は、次に掲げるときとする。

- (1) 指定井戸所有者から震災対策用井戸指定解除申請書（第4号様式）による申請があったとき。
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき又は指定井戸所有者が第4条に規定する責務を果たさないとき。
- (3) 区長が、指定井戸として適当でないと認めたとき。

- 2 前項第1号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第5号様式）、同項第2号又は第3号の場合においては震災対策用井戸指定解除決定通知書（第6号様式）により指定井戸所有者であったものに通知する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に選定基準に基づき震災対策用井戸の指定を受けている井戸で、所有者又は管理者が指定を継続する意思表示をしたものは、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなし、指定の継続を希望しない旨の意思表示をしたものは、指定解除として取り扱う。

世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 世田谷区震災対策用井戸のポンプの設置及び修理に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(補助事業)

第 2 条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区震災対策用井戸の指定に関する要綱（平成 13 年 8 月 1 日施行）により指定を受けた井戸（以下「指定井戸」という。）にポンプを設置し、又は指定井戸の修理をすることとする。

(補助事業者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、指定井戸の所有者又は管理者として登録を受けた者であって補助事業を行うものとする。

(補助金の交付額)

第 4 条 補助金の交付額は、補助事業に要した経費の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、一の補助事業につき 50,000 円を上限とする。

2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付)

第 5 条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った施行業者の発行した領収書及び内訳書の写し（自ら指定井戸にポンプを設置し、又は指定井戸の修理を行った者にあつては、それに要した費用を証明するもの。）を添付した指定井戸補助金交付申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

2 申請書の提出期限は、指定井戸へのポンプの設置又は指定井戸の修理が完了した日の 1 箇月後とする。

(交付決定等)

第 6 条 区長は、申請書の提出があつたときは、関係書類を審査し、交付の可否及び補助金の交付額を決定しなければならない。

2 区長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金交付・不交付決定通知書（第 2 号様式）により速やかに申請書を提出した補助事業者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

(補助金の交付請求)

第 7 条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、申請者に補助金交付請求書（第 3 号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を支払わなければならない。

(調査等)

第 8 条 区長は、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定を受けた申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(決定の取消し及び返還)

第9条 区長は、補助金の交付の決定を受けた申請者が偽りその他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、その決定の全部又は一部について取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第11条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第12条 第10条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は危機管理室長が別に定める。

附 則（平成26年3月7日25世世地第965号）

(略)

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

[資料第 82]

浄水場（所）・給水所等及び応急給水槽の施設数、確保水量一覧

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分	施設名	所在地	確保水量 (m ³)
浄水場（所） ・給水所等	砧浄水場	喜多見二丁目 9 番 1 号	8,300
	砧下浄水所	鎌田二丁目 4 番 1 号	700
	和田堀給水所	大原二丁目 30 番 43 号	20,200
	玉川給水所	玉川田園調布一丁目 19 番 1 号	20,000
	和泉水圧調整所	杉並区和泉二丁目 5 番 23 号	16,600
	大蔵給水所	砧二丁目 8 番 1 号	13,300
	駒沢給水所	弦巻二丁目 41 番 5 号	3,200
	仙川浄水所	調布市仙川町三丁目 6 番 27 号	320
応急給水槽 (1,500m ³)	区立こどものひろば公園	下馬二丁目 31 番 4 号	1,500
	区立葎根公園	船橋六丁目 21 番	1,500
	都立祖師谷公園	上祖師谷四丁目 1 番	1,500
	杉並区立昭栄公園	杉並区高井戸西一丁目 12 番	1,500
小規模 応急給水槽 (100m ³)	区立中町二丁目公園	中町二丁目 34 番 1 号	100
計	13 か所		88,820

指定避難所内受水槽容量一覧

平成29年4月1日現在

	避難所名	受水槽 (m ³)
1	三宿小学校	28
2	多聞小学校	15
3	池尻小学校	27
4	太子堂小学校	20
5	中里小学校	8
6	太子堂中学校	-
7	三宿中学校	18
8	若林小学校	30
9	世田谷中学校	12
10	三軒茶屋小学校	15
11	桜小学校	13.5
12	弦巻小学校	30
13	松丘小学校	54.5
14	弦巻中学校	36.25
15	桜木中学校	12
16	桜丘小学校	25
17	世田谷小学校	20
18	笹原小学校	20
19	桜丘中学校	18
20	駒沢小学校	22.5
21	駒沢中学校	25
22	旭小学校	25
23	駒繫小学校	12
24	中丸小学校	15.5
25	駒留中学校	36
26	山崎小学校	13.5
27	花見堂小学校	15
28	城山小学校	15
29	代沢小学校	20
30	池之上小学校	27
31	富士中学校	12
32	東大原小学校	改築中
33	守山小学校	21
34	代田小学校	25
35	北沢小学校	12
36	北沢中学校	9
37	松原小学校	24
38	梅丘中学校	20
39	松沢小学校	12.5
40	経堂小学校	31.25
41	赤堤小学校	30
42	松沢中学校	20
43	緑丘中学校	18
44	奥沢小学校	20
45	東玉川小学校	16
46	奥沢中学校	13
47	八幡小学校	20

	避難所名	受水槽 (m ³)
48	九品仏小学校	27
49	尾山台小学校	20
50	等々力小学校	25
51	玉堤小学校	22
52	八幡中学校	20
53	尾山台中学校	25
54	中町小学校	0
55	玉川小学校	30
56	玉川中学校	37.5
57	京西小学校	15
58	二子玉川小学校	42
59	桜町小学校	15.63
60	瀬田小学校	16
61	用賀小学校	24
62	瀬田中学校	41.25
63	用賀中学校	44
64	東深沢小学校	16
65	深沢小学校	20
66	深沢中学校	28.1
67	東深沢中学校	12.5
68	祖師谷小学校	24
69	明正小学校	40.1
70	砧中学校	18
71	塚戸小学校	20
72	船橋小学校	18.75
73	希望丘小学校	12.5
74	千歳台小学校	22.5
75	船橋・希望中学校	10
76	千歳中学校	50
77	砧小学校	12
78	砧南小学校	25
79	喜多見小学校	43
80	喜多見中学校	35
81	砧南中学校	18
82	山野小学校	改築中
83	千歳小学校	14.2
84	上北沢小学校	13.5
85	八幡山小学校	22.5
86	芦花小学校	-
87	芦花中学校	51
88	上祖師谷中学校	30
89	給田小学校	24
90	烏山北小学校	20
91	烏山小学校	15
92	武蔵丘小学校	6
93	烏山中学校	12.5

広域用防災倉庫一覧（令和 2 年 10 月 1 日現在）

No.	倉庫名称	所在地	規模	供用開始年月
1	上用賀※	上用賀 2-1	R C 造 2 階建 100 m ²	昭 49. 12
2	桜上水	桜上水 3-17	R C 造 2 階建 120 m ²	昭 52. 3
3	下馬	下馬 2-26	R C 造 1 階建 150 m ²	昭 53. 7
4	喜多見※	喜多見 3-13	R C 造 1 階建 150 m ²	昭 54. 1
5	大蔵	大蔵 4-6	S 造併設 2 階 150 m ²	昭 54. 4
6	羽根木	代田 4-38	R C 造併設 2 階 150 m ²	昭 55. 10
7	野毛	野毛 1-25	R C 造 1 階建 120 m ²	昭 56. 4
8	希望丘	船橋 6-25	R C 造併設地階 170 m ²	昭 57. 4
9	烏山	北烏山 2-3	公共住宅併設 1 階 146 m ²	昭 56. 3
10	中町・玉川	中町 4-21	S R C 併設 1 階 136 m ²	平 7. 12
11	中央自動車 高架下	北烏山 4-2	軽量鉄骨防火造 1 階建 120 m ²	平 14. 3
12	二子玉川公園	玉川 1-2、上野毛 2-28	鉄筋コンクリート造 2 階 173. 34 m ²	平 25. 4
13	粕谷	粕谷 3-1-1	民間施設併設 地下 1 階 70 m ²	平 26. 12
14	玉川	玉川 1-14-1	民間施設併設 地下 1 階 155. 98 m ²	平 27. 4
15	小田急上部 (代田富士 356 広場)	代田 3-56	プレハブ造 15. 25 m ²	平 28. 4
16	おなが	世田谷 4-14-32	鉄筋コンクリート造 147. 40 m ²	平 29. 11
17	成城	成城 1-4-19	民間施設併設 1 階 86. 23 m ²	平 31. 1

※上用賀及び喜多見については、周辺工事等のため一時撤去中。

〈参考〉

都有倉庫

北烏山倉庫；北烏山 7-1 及び 8-1、540 m²

船橋倉庫；船橋 4-41-17、1,569 m²

[資料第85]

庁有車両一覧

(令2年7月31日現在)

車種	本部所有 車両台数	地域本部所有 車両台数	計
自家用普通乗用車	6	1	7
自家用小型乗用車	15	1	16
自家用軽四輪乗用車	8	0	8
自家用軽四輪貨物車	156	45	201
自普貨0.5t超2t以下	16	0	16
自普貨2t超7t未満	2	0	2
自家用小型貨物車	24	10	34
自家用バス（小型）	2	0	2
普通ダンプ2t超	1	0	1
小型ダンプ	7	0	7
特殊（その他）	5	0	5
A種工作車（その他）	10	0	10
合計	252	57	309

車種	本部 所有台数	地域本部 所有台数	計
原動機付自転車	57	8	65

世田谷区災害義援金要綱

平成 16 年 10 月 24 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区に寄託された災害義援金に関する事項を定め、義援金の迅速性、透明性及び公平性を確保し、その取扱いの適正を図り、もって被災者の生活支援に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において義援金とは、国内の災害等に際し、被災者の当面の生活を支えるために区民の自発的意思によって世田谷区に寄託された金銭をいう。

(義援金の受付)

第 3 条 区長は、原則として災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された災害等で被災者の生命及び財産に大きな被害が及んだ場合に、義援金の受付を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、災害の被害の規模が大規模若しくは広域に及ぶ場合は、被災地の都道府県と協議の上、義援金の受付を行うことができる。

(専用口座の開設)

第 4 条 区長は、義援金の受付を行うに当たっては、金融機関に専用口座を開設するものとする。

(受付状況の周知)

第 5 条 区長は、義援金の受付を行うに当たっては、直ちに受付期間及び受付方法について周知するものとする。

(使途等の指定)

第 6 条 区長は、寄託者から義援金の使途等について申し入れがあった場合は、その要請に応えるよう努めるものとする。ただし、特定の個人又は団体等への配分を指定した義援金は受け付けないものとする。

(領収書の発行)

第 7 条 区長は、義援金の寄託を受け付けた場合で領収書を求められたときは、領収書を発行するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 4 条に規定する専用口座に振込まれた義援金については、金融機関の払込金受領証等をもって領収書に代えることができる。

(会計処理)

第 8 条 義援金については、災害ごとに通帳等を備え、その受払いを明確にするものとする。

2 義援金は、私費会計として処理する。

3 義援金は、世田谷区会計事務規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 9 条）に準じて速やかに金融機関に預け入れるものとする。

(義援金配分委員会への送金)

第 9 条 区長は、受け付けた義援金をとりまとめて、被災地の自治体が組織する義援金配分委員会（以下「配分委員会」という。）に速やかに送金し、迅速かつ公平な配分を行う

よう求めることができる。

(配分委員会解散後の義援金の扱い)

第10条 区長は、配分委員会の解散後に義援金の寄託を受け付けた場合は、速やかに被災地の自治体と協議の上、当該自治体に送金するものとする。

(受付状況の周知)

第11条 区長は、義援金の取扱いについて透明性を確保するため、寄託された義援金の受付及び配分委員会への送金を周知するものとする。

(事務経費の負担)

第12条 義援金の取扱いに要する経費は、歳出予算から支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、被害が甚大な災害等で多額の義援金の寄託があった場合は、義援金から次の経費を支出できるものとする。

- (1) 義援金受領証の作製、郵送経費
- (2) 受付状況、結果の広報費用

附 則

この要綱は、平成16年10月24日から施行する。

指定避難所マンホールトイレ整備実績一覧

(令和2年4月現在)

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ基数
1	世田谷	三宿小学校	三宿1-12-6	10
2	世田谷	多聞小学校	三宿2-26-11	10
3	世田谷	池尻小学校	池尻2-4-10	5
4	世田谷	太子堂小学校	太子堂5-7-4	5
5	世田谷	中里小学校	三軒茶屋1-4-1	10
6	世田谷	太子堂中学校	太子堂3-27-17	5
7	世田谷	三宿中学校	太子堂1-3-43	5
8	世田谷	若林小学校	若林5-27-18	5
9	世田谷	三軒茶屋小学校	三軒茶屋2-42-1	5
10	世田谷	桜小学校	世田谷2-4-15	10
11	世田谷	弦巻小学校	弦巻1-9-18	5
12	世田谷	松丘小学校	弦巻3-23-12	5
13	世田谷	弦巻中学校	弦巻1-42-22	5
14	世田谷	桜木中学校	桜1-48-15	10
15	世田谷	桜丘小学校	桜丘1-19-17	5
16	世田谷	世田谷小学校	宮坂1-38-4	5
17	世田谷	経堂小学校	桜上水1-23-3	5
18	世田谷	笹原小学校	桜丘5-19-1	5
19	世田谷	桜丘中学校	桜丘2-1-39	10
20	世田谷	駒沢小学校	駒沢2-10-6	10
21	世田谷	駒沢中学校	駒沢2-39-25	5
22	世田谷	旭小学校	野沢1-4-3	5
23	世田谷	駒繫小学校	下馬1-42-12	5
24	世田谷	中丸小学校	野沢3-34-16	5
25	世田谷	駒留中学校	下馬4-18-1	5
26	北沢	山崎小学校	梅丘3-9-1	4
27	北沢	城山小学校	梅丘2-1-11	5
28	北沢	世田谷中学校	梅丘3-8-1	10
29	北沢	代沢小学校	代沢5-1-10	5
30	北沢	富士中学校	代沢1-23-17	5
31	北沢	下北沢小学校	大原1-4-6	5
32	北沢	まもりやまテラス(旧守山小学校)	代田6-21-5	5
33	北沢	代田小学校	代田4-2-3	5
34	北沢	池之上小学校(旧北沢小学校)	北沢4-32-20	5
35	北沢	北沢中学校	北沢5-12-3	5
36	北沢	松原小学校	松原5-43-26	5
37	北沢	梅丘中学校	松原6-5-11	5
38	北沢	松沢小学校	赤堤4-44-22	10
39	北沢	赤堤小学校	赤堤1-41-24	10
40	北沢	松沢中学校	桜上水4-5-2	5
41	北沢	緑丘中学校	桜上水3-19-12	5
42	玉川	奥沢小学校	奥沢3-1-1	5
43	玉川	東玉川小学校	奥沢1-1-1	5
44	玉川	奥沢中学校	奥沢1-42-1	5
45	玉川	八幡小学校	玉川田園調布2-17-15	5
46	玉川	九品仏小学校	奥沢8-12-1	4
47	玉川	尾山台小学校	尾山台3-11-1	5
48	玉川	等々力小学校	等々力7-26-1	5
49	玉川	玉堤小学校	玉堤2-11-1	5
50	玉川	八幡中学校	等々力6-4-1	5

No.	地域	避難所名	住所	マンホールトイレ基数
51	玉川	尾山台中学校	尾山台3-27-23	5
52	玉川	中町小学校	中町4-23-1	5
53	玉川	玉川小学校	中町2-29-1	5
54	玉川	玉川中学校	中町4-21-1	5
55	玉川	京西小学校	用賀4-27-4	10
56	玉川	二子玉川小学校	玉川4-6-1	10
57	玉川	桜町小学校	用賀1-5-1	10
58	玉川	瀬田小学校	瀬田2-15-1	5
59	玉川	瀬田中学校	瀬田2-17-1	5
60	玉川	用賀小学校	上用賀6-14-1	5
61	玉川	用賀中学校	上用賀5-15-1	5
62	玉川	東深沢小学校	深沢3-7-1	10
63	玉川	深沢小学校	新町1-4-24	5
64	玉川	深沢中学校	新町1-26-29	10
65	玉川	東深沢中学校	深沢4-18-28	5
66	砧	祖師谷小学校	祖師谷3-49-1	5
67	砧	明正小学校	成城3-3-1	5
68	砧	砧中学校	成城1-10-1	10
69	砧	塚戸小学校	千歳台6-7-1	10
70	砧	船橋小学校	船橋4-41-1	5
71	砧	希望丘小学校	船橋4-9-1	5
72	砧	千歳台小学校	千歳台4-24-1	10
73	砧	船橋希望中学校	船橋4-20-1	10
74	砧	希望丘複合施設	船橋6-25-1	10
75	砧	千歳中学校	千歳台6-15-1	5
76	砧	砧小学校	喜多見6-9-1	5
77	砧	砧南小学校	鎌田4-3-1	5
78	砧	喜多見小学校	喜多見3-11-1	5
79	砧	喜多見中学校	喜多見4-20-1	5
80	砧	砧南中学校	鎌田3-13-20	5
81	砧	山野小学校	砧6-7-1	5
82	砧	千歳小学校	成城9-6-1	5
83	烏山	上北沢小学校	上北沢4-22-29	10
84	烏山	八幡山小学校	八幡山1-14-1	5
85	烏山	芦花小学校	粕谷2-22-1	8
86		芦花中学校	粕谷2-22-2	12
87	烏山	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	5
88	烏山	給田小学校	給田4-24-1	10
89	烏山	烏山北小学校	北烏山6-3-1	10
90	烏山	烏山小学校	給田1-2-1	5
91	烏山	武蔵丘小学校	北烏山1-47-11	5
92	烏山	烏山中学校	南烏山4-26-1	5

被害程度の認定基準

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通信不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上没水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うも

のとする。

(19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

(5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

区市町村被害概数情報

災害名 :

世田谷区

報告番号		報告日時			
報告機関		報告者		無線番号	312-611

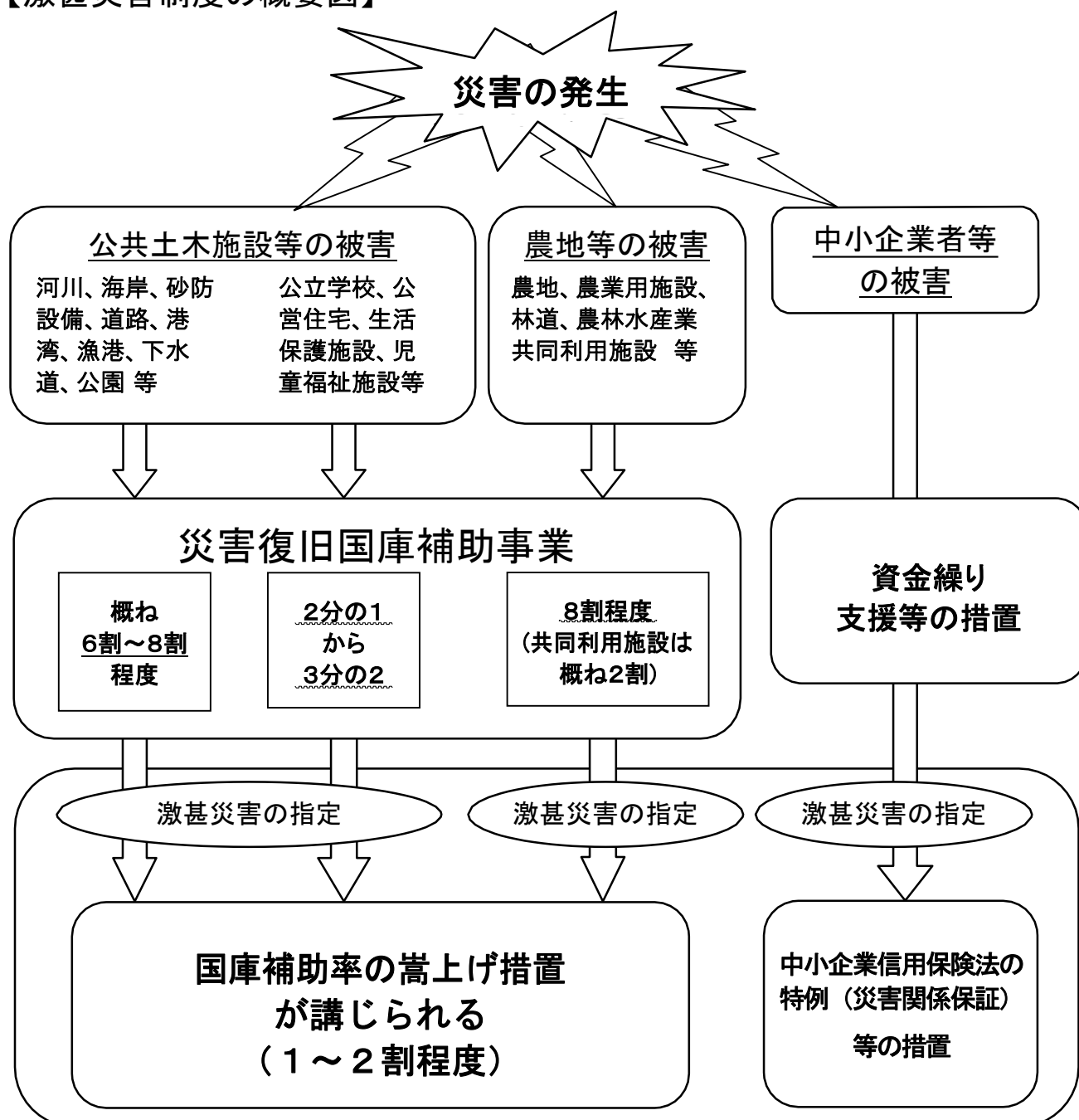
人	死者	約 人	重傷	約 人		
	行方不明者	約 人	軽傷	約 人		
火災	火災建物	約 件	火災危険物	約 件		
	火災その他	約 件				
	り災世帯数	約 世帯	り災者数	約 人		約 人
住家	全壊 (棟)	約 棟	全壊 (世帯)	約 世帯	全壊 (人)	約 人
	半壊 (棟)	約 棟	半壊 (世帯)	約 世帯	半壊 (人)	約 人
	一部損壊 (棟)	約 棟	一部損壊 (世帯)	約 世帯	一部損壊 (人)	約 人
	床上浸水 (棟)	約 棟	床上浸水 (世帯)	約 世帯	床上浸水 (人)	約 人
	床下浸水 (棟)	約 棟	床下浸水 (世帯)	約 世帯	床下浸水 (人)	約 人
非住	公共建物	約 棟				
	その他	約 棟				
その他	田 流出・埋没	約 ha	田 冠水	約 ha		
	畑 流出・埋没	約 ha	畑 冠水	約 ha		
	文教施設	約 個所	病院	約 個所	道路	約 個所
	橋梁	約 個所	河川	約 個所	港湾	約 個所
	砂防	約 個所	清掃施設	約 個所	崖崩れ	約 個所
	鉄道不通	約 個所	被害船舶	約 隻	水道	約 戸
	電話	約 回線	電気	約 戸	ガス	約 戸
	ブロック塀等	約 個所				
被害金額	公立文教施設	千円	農林水産業施設	千円		
	公共土木施設	千円	その他の公共施設	千円	小 計	千円
	農産被害	千円	林産被害	千円		
	畜産被害	千円	水産被害	千円		
	商工被害	千円	その他	千円	被害総額	千円
通信欄						

激甚災害制度について

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定するものである。

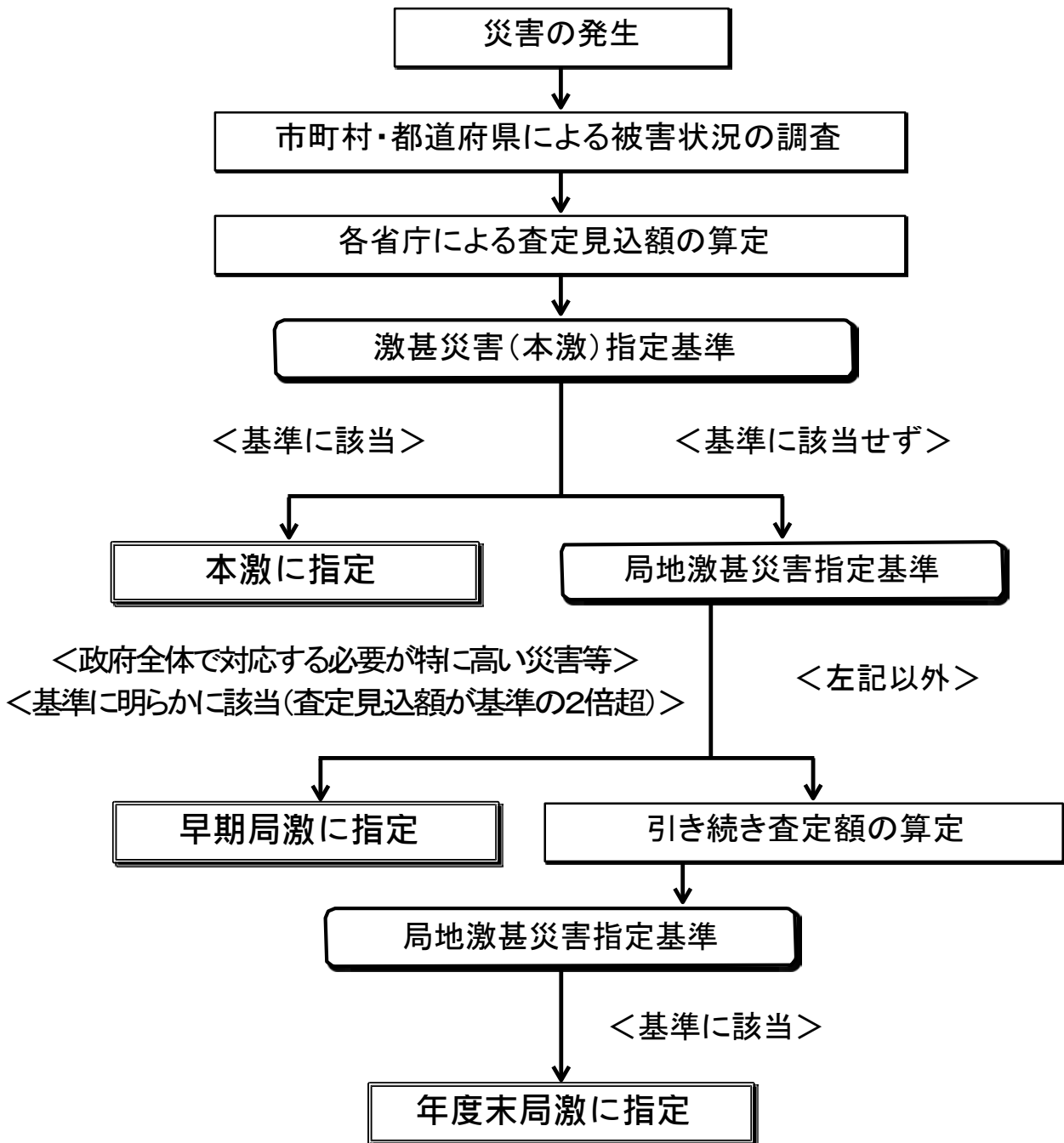
なお、指定については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく政令で指定することとなるが、政令の制定に当たっては、あらかじめ中央防災会議の意見を聴くこととされている。

【激甚災害制度の概要図】



激甚災害指定の流れ

【激甚災害指定の基本的な流れ】



激甚災害制度について

1 激甚災害制度の概要

激甚災害制度とは、「激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度であり、政府は、激甚災害法に基づき国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定することとしている。

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

なお、激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている、「激甚災害指定基準」（本激の基準）及び「局地激甚災害指定基準」（局激の基準）による。

2 激甚災害法に基づく主要な適用措置（本激）

激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等^(注)に関する特別の財政援助（第2章：第3条、第4条）
（注）公共土木施設、公立学校、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、災害関連事業、堆積土砂排除事業等
- ② 農林水産業に関する特別の助成
 - イ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第5条）
 - ロ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第6条）
 - ハ 天災融資法の特例（第8条）
 - ニ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
 - ホ 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
 - ヘ 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の2）
- ③ 中小企業に関する特別の助成
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- ④ その他の特別の財政援助及び助成
 - イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
 - ロ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
 - ハ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
 - ニ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）

3 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業 等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等 に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円 ……の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設 災害復旧事業費の補助特 例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される 場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものにつ いて、 当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円 以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業 者等に対する資金の融通 に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
		B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3% ……の県が1以上
		ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様か ら、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に 応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対す る補助	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5%
		B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上
		ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額 は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法によ る災害関係保証の特例	A 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2%

		<p>B 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% ……の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ……の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

4 激甚災害法に基づく主要な適用措置（局激）

- (1) 局地激甚災害 激甚災害指定基準(本激)では、全国を単位として積み上げられた被害額を基準としているため、激甚災害制度の創設(昭和37年)当初は、ある特定地域に激甚な被害を及ぼした災害であっても、全国レベルで見ればさほどの被害とはならず、指定基準を越えられない(激甚災害として指定されない)という状況が生じていた。

そこで、市町村単位の被害額を基準とする局地激甚災害指定基準を昭和43年に創設し、限られた地域内で多大な被害を被った地域に対して各種の特例措置が適用されることとした。

俗に、従来の全国レベルの激甚災害は「本激」と、局地激甚災害は「局激」と呼ばれている。

(2) 局地激甚災害指定により適用される措置(局激) 激甚災害によって生じた各種被害の状況に応じて、以下の措置が適用される。

- ① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(第2章:第3条、第4条)
- ② 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (第5条)
- ③ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 (第6条)
- ④ 森林災害復旧事業に対する補助 (第11条の2)
- ⑤ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 (第12条)
- ⑥ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (第24条)

(3) 本激と局激の違い 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを

指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

5 局地激甚災害指定基準

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村</p> <p style="text-align: center;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村</p> <p style="text-align: center;">当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% $+$ (当該市町村の標準税収入 - 50億円) \times 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>

第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額$>$ 当該市町村の漁業所得推定額$\times 10\%$ (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) $>$ 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)$\times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。)</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積$> 300\text{ha}$ 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積$>$ 当該市町村の私有林面積(人工林に係るもの)$\times 25\%$</p>
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	<p>(4) 中小企業関係被害額$>$ 当該市町村の中小企業所得推定額$\times 10\%$ (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。

世田谷区災害対策基金条例

平成20年3月11日条例第14号

(設置の目的)

第1条 災害応急対策及び災害復旧に要する経費の財源に充てるため、世田谷区災害対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、世田谷区一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的に必要な場合、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 世田谷区災害対策基金条例（平成7年3月世田谷区条例第7号）は、廃止する。

世田谷区被災建築物応急危険度判定実施要綱

28世建調第 341 号

平成 29 年 1 月 23 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、世田谷区地域防災計画に基づき、地震により多くの建築物が被災した場合において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次被害を防止し、区民の安全の確保を図るため、建築物の被害状況の調査、危険度の判定及び表示等を行う被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）に係る必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 判定員 判定の業務に従事する者であつて、東京都防災ボランティアに関する要綱（平成 7 年 5 月 11 日 6 総災防第 280 号。以下「東京都防災ボランティア要綱」という。）に基づき東京都知事（以下「都知事」という。）により防災ボランティアの認定を受けた者又は道府県の知事が定める者をいう。
- (2) 判定コーディネーター 判定に当たって、世田谷区災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年 12 月世田谷区規則第 19 号）第 7 条に規定する災対都市整備部被災建築物調査班と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等の業務に従事する者をいう。
- (3) 地元判定員 判定員のうち区内に在住し、又は在勤する者をいう。
- (4) 建築関係団体 東京建築士会世田谷支部、一般社団法人東京都建築士事務所協会世田谷支部、公益社団法人日本建築家協会その他の建築関係団体をいう。

(判定実施の決定及び判定実施本部の設置)

第 3 条 区長は、地震により多くの建築物等が被災したときは、都市整備政策部建築調整課長（以下「建築調整課長」という。）に被害情報を収集させ、及び判定の実施の要否の判断に係る資料を作成させ、並びにこれに基づく建築調整課長の意見を聴いて、判定の実施を決定するものとする。

2 区長は、判定の実施を決定したときは、災害対策本部（世田谷区災害対策本部条例（昭和 38 年 7 月世田谷区条例第 13 号）第 1 条の世田谷区災害対策本部をいう。次条において同じ。）に被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「判定実施本部」という。）を設置する。

3 判定実施本部の長（以下「判定実施本部長」という。）は、建築調整課長をもって充てる。

(実施計画)

第 4 条 判定実施本部は、災害対策本部が収集した次に掲げる被災に関する情報に基づき、判定の実実施計画を策定する。

- (1) 地震の震源及び規模
- (2) 区内のライフライン、交通機関、避難所となる公共施設等の被害状況

2 前項の実施計画には、判定実施本部の執務場所、判定を実施する期間及び区域並びに判定に要する判定員の数を定めるものとする。

(判定を実施する区域)

第5条 判定を実施する区域は、住宅が密集している区域及び区民が判定を実施することを希望する区域とする。ただし、次に掲げる区域を除くものとする。

- (1) 危険物の貯蔵所、製造所、取扱所等が存する区域
- (2) 崖が崩壊するおそれのある区域
- (3) 延焼のおそれのある区域
- (4) 暴動が発生している区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、二次被害が発生するおそれのある区域

(判定の対象となる建築物)

第6条 判定の対象となる建築物は、判定を実施する区域に存する民間の住宅（共同住宅を含む。）であって、階数が10階未満のものとする。

2 判定実施本部長は、被害状況により必要があると認めるときは、前項の住宅以外の建築物について判定を実施することができる。

(実施の連絡)

第7条 区長は、判定の実施を決定したときは、直ちに、都知事及び区内の建築関係団体にその旨及び第4条第1項の実施計画の内容を連絡するものとする。

(情報提供)

第8条 区長は、判定の実施を決定したときは、判定に係る次に掲げる事項について、報道機関の協力を得て被災者等へ周知を図るものとする。

- (1) 開始日時
- (2) 実施する期間
- (3) 実施する区域
- (4) 問い合わせ窓口となる連絡先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(判定員に対する参集要請)

第9条 判定実施本部は、第4条第1項の規定により実施計画を策定したときは、地元判定員に対して参集要請を行うものとする。

2 前項の参集要請は、建築関係団体に所属する地元判定員を優先して行うものとする。

(判定コーディネーターの指名)

第10条 判定実施本部長は、判定実施本部と判定員との連絡調整、判定員その他の判定の業務に従事する者に対する判定の指導等を行わせるため、東京都が作成した判定コーディネーターの名簿に登載されている者の中から判定コーディネーターを指名する。

2 前項の名簿に登載されている者の中に総合支所街づくり課に所属する職員が含まれている場合は、当該職員を優先して判定コーディネーターに指名する。

(都知事に対する支援の要請)

第11条 区長は、地震による被害が大規模であること等により、判定員、判定コーディネー

ター及び判定資機材の数に不足が生ずると判断した場合は、都知事に対し、判定員又は判定コーディネーターの派遣、判定資機材の提供等について支援を要請するものとする。

- 2 区長は、判定員（地元判定員を除く。）又は判定コーディネーターの宿泊施設を区内において確保することができないときは、震災時における応急危険度判定員への宿泊施設の提供に関する協定に基づき、都知事に対し宿泊施設の提供を依頼するものとする。

（判定の方法等）

第12条 判定の方法は、外部からの目視又は簡易な道具を用いる方法とし、調査項目は建築物の沈下及び傾斜並びに構造躯体の損傷その他の被害状況とする。

- 2 判定は、各総合支所街づくり課を拠点として実施するものとする。

（危険度の表示）

第13条 区長は、判定員が判定を終結したときは、当該判定員に判定の対象とした建築物の出入口、外壁等の見やすい位置に「調査済」、「要注意」及び「危険」の表示を施させるものとする。

（都知事への通知等）

第14条 区長は、毎月20日までに、前月分に係る判定の業務に従事した判定員及び判定コーディネーターの人数、氏名、活動期間等を書面により都知事に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の判定員及び判定コーディネーターに対する補償に関する事務を行う都知事に協力するものとする。

（他の自治体に対する支援）

第15条 区長は、都知事から他の自治体に対する支援の要請があったときは、判定員及び判定コーディネーターの派遣、派遣に伴う交通、宿泊施設の確保及び判定資機材の提供に関し、都知事との間で必要な連絡及び調整を行うものとする。

- 2 前項の要請に応じるために他の自治体に区職員を判定員又は判定コーディネーターとして派遣する場合は、公務として扱うものとする。

（業務マニュアル）

第16条 この要綱に定めるもののほか、判定は、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの定めるところにより実施するものとする。

（判定資機材等の備蓄）

第17条 区長は、平常時において、判定資機材等の備蓄を行うものとする。

（地元判定員との連絡体制等）

第18条 区長は、地元判定員に対して参集要請を行うための連絡網を作成し、連絡訓練等により地元判定員との協力体制を構築する。

- 2 前項の連絡網は、必要に応じて再編することとする。

（委任）

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、判定実施本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

東京都被災宅地危険度判定実施要綱

平成13年11月9日決定

東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会

(目的)

第1条 この要綱は、区市町村において、災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害(以下「大地震等」という。)により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士(以下「宅地判定士」という。)を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地判定士

被災宅地危険度判定を実施する者として、東京都被災宅地危険度判定士認定登録要綱(以下「認定登録要綱」という。)に基づき知事が認定し、被災宅地危険度判定士名簿(以下「宅地判定士名簿」という。)に登録した者をいう。

二 宅地

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1項に規定する宅地のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

三 被災宅地危険度判定(以下「危険度判定」という。)

宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

四 危険度判定実施本部

危険度判定を実施するために、被災した区市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

五 危険度判定支援本部

被災した区市町村の実施する危険度判定活動を支援するために、都に設置する組織をいう。

(実施体制の整備等)

第3条 知事及び区市町村長は、危険度判定の実施に関する事項について、相互に協議し、調整に努める。

2 知事は、国土交通省及び道府県と連携して、危険度判定の円滑な実施のため、支援体制の整備を行う。

3 区市町村長は、速やかな危険度判定の実施ため、実施体制の整備を行う。

(実施体制等)

第4条 この要綱による危険度判定は、被災した区市町村長が実施する。

2 区市町村長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。

3 区市町村長は、危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に危険度判定実施本部を設置するものとする。

4 区市町村長は、危険度判定のため、必要に応じて宅地判定士の派遣などの支援を知事に要請することができる。

5 危険度判定士の派遣を要請した区市町村長は、当該宅地判定士が実施する危険度判定及び危険度判定の実施に伴い生ずる責任を負うものとする。

(支援体制)

第5条 知事は、区市町村長から宅地判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定実施本部を設置し、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。

2 知事は、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて道府県に対して宅地判定士の派遣等を要請し、若しくは国土交通省に対し派遣等について調整を要請することができる。

3 知事は、道府県又は国土交通省から危険度判定の実施のための支援要請があった場合、宅地判定士の派遣等、措置を講じる。

(判定調整員)

第6条 区市町村長は、危険度判定の実施にあたり、宅地判定士である者で次の事項の業務を適正に行うことができると認められた者を、被災宅地危険度判定業務調整員(以下「判定調整員」という。)として指名するものとする。

2 判定調整員は、危険度判定実施本部と宅地判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係わる宅地判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計及び危険度判定実施本部長への報告等を行う。

(判定結果の表示等)

第7条 区市町村長は、二次災害を軽減、防止するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

(宅地判定士の認定登録)

第 8 条 知事は、危険度判定を実施する者として、あらかじめ宅地判定士を認定登録要綱に基づき認定し、宅地判定士名簿に登録する。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 1 1 月 9 日から施行する。

[資料第 94]

第 5 号様式 (第 6 条関係)

証 第 号
年 月 日

り 災 証 明 書

り 災 場 所	世 田 谷 区			丁 目	番	号
世 帯 主 名	事 業 主 名 (所 有 者 名)		事 業 所 名 ま た は 建 物 名			
り 災 状 況	り 災 年 月 日	年 月 日				
	り 災 の 原 因	1. 風 水 害 2. 震 災 3. そ の 他 ()				
	建 物 の 種 類	1. 住 家 2. 事 務 所 3. 倉 庫 4. 工 場 5. 事 業 所 6. そ の 他 ()				
	り 災 程 度	1. 全 壊 2. 流 失 3. 半 壊 4. 床 上 浸 水 5. 床 下 浸 水 6. 大 規 模 半 壊 7. そ の 他 ()				
住 世 家 帯 の 構 み 成 記 入	氏 名	続 柄	生 年 月 日	備 考		
		世 帯 主				

上記のとおり、り災したことを証明する。

年 月 日

世 田 谷 区 長



＜り災証明について＞

- ・この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に区長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判断します。

※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象とはなりません。

- ・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

- ・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

※表面に現れない被害（例；地中の抗の折損、壁、構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので、大切に保管してください。

第3号様式（第5条関係）

り災届出書兼証明書

申請者	住所			
	氏名	㊟	り災者との 関係	

下記のとおり、り災したことを届出します。

り災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
り災場所	世田谷区
り災者氏名	
り災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、り災の届出があったことを証明する。

第 号

平成 年 月 日

世田谷区長



り災証明書発行事務取扱要綱

平成21年 3月30日

20世災対第796号

改正 平成21年 9月 4日21世災対第491号

平成31年 3月29日30世災対第488号

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民又は区内の事業者が風水害、震災等の自然災害等によるり災(以下「り災」という。)をした場合のその損害について行うり災証明等について、必要な事項を定めるものとする。

(証明の区分)

第2条 区長は、次に掲げる区分により、り災等の証明を行うものとする。

(1) り災証明 り災の状況がり災をした者による立証、職員による現場調査等の方法等により確認することができる場合で、り災した物件等の所有者等の申請に基づき行う。

(2) り災届出証明 前号の規定による確認が困難な場合で、り災した者からり災した旨の届出があったときに、その届出の事実について行う。

2 前項の規定にかかわらず、火災によるり災証明及びり災届出証明は、原則として行わないものとし、当該証明については東京消防庁証明事務処理規程(昭和61年3月東京消防庁訓令第17号)による東京消防庁の証明を案内するものとする。

(り災状況の認定基準)

第3条 り災状況の認定は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日府政第518号内閣府政策統括通知)に定める基準に基づき行うものとする。

(り災台帳)

第4条 り災証明の発行に当っては、区長は、あらかじめり災台帳(第1号様式)を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、風水害被害によるり災は、世田谷区見舞金支給要綱(平成20年3月31日19世地調第1022号)第5条の規定による災害状況調査報告書をり災台帳に代えるものとする。

(証明の申請等)

第5条 区長は、り災した物件の所有者、管理者、占有者その他区長が特に認める関係者がり災した物件等のり災の証明を希望する場合であって、第2条第1項第1号に該当する時はり災証明申請書(第2号様式)を、同項第2号に該当する時はり災届出書兼証明書(第3号様式)を、提出させるものとする。

2 前項の規定による提出は、風水害の場合はその住所地又は事務所の所在地を管轄するまちづくりセンターで行うものとし、大地震等の大規模災害の場合は区長が指定する場所で行わせるものとする。

3 第1項に規定する者以外の者がり災の証明を希望する場合は、当該提出を行う者に

委任状（第4号様式）を提出させるものとする。この場合において、当該委任状の委任者の欄は、第1項に規定する者による自筆であることを要するものとする。

（証明書の交付）

第6条 区長は、前条第1項の規定によりり災証明申請書の提出があった場合は、り災証明書（第5号様式）を当該提出をした者に交付するものとする。

2 区長は、前条第1項の規定によりり災届出書兼証明書の提出があった場合は、当該り災届出書兼証明書の写しに区長公印を押印し、当該提出した者に交付するものとする。この場合において、り災届出書兼証明書の原本は区長が保管するものとする。

（手数料）

第7条 この要綱による証明に係る手数料は、無料とする。

（様式の特例）

第8条 り災証明書及びり災届出書兼証明書の写しを保険会社等に提出する場合で、当該提出先でり災証明申請書又はこれらの証明書に相当する様式の定めがある場合は、当該書式をもって代えることができる。この場合において、証明の範囲は、この要綱で定める証明の内容の範囲とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則（平成21年9月4日21世災対第491号）

この要綱は、平成21年10月1日より施行する。

附 則（平成31年3月29日30世災対第488号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

がれき仮置場一覧

(平成 28 年 4 月現在)

名称	住所	予定面積
上北沢器材置き場	桜上水 3 - 1 7 - 5	450 m ²
粕谷器材置き場	粕谷 1 - 9 - 3 4	900 m ²
稲荷橋器材置き場	大蔵 1 - 7	450 m ²
大蔵器材置き場	大蔵 5 - 2 1	660 m ²
羽根木公園	代田 4 - 3 8 - 5 2	125 m ²
世田谷土木管理事務所内 ごみ集積所	若林 1 - 3 4 - 2	970 m ²
世田谷公園	池尻 1 - 5 - 2 7	805 m ²
玉川土木管理事務所 ごみ集積所	中町 4 - 1 - 1	525 m ²
玉川野毛町公園	野毛 1 - 2 5 - 1	660 m ²

災害救助法適用の流れ

	業務内容	連絡系統	担当災対部	必要帳票
被害状況の把握	<p>災害発生</p> <p>各地域からの災害速報</p> <p>被害状況調査班の編成派遣</p> <p>調査結果の集計報告 (住家の滅失数、死者・負傷者数)</p> <p>被害状況の把握・災害発生報告</p>	<p>拠点隊→地域本部→本部</p> <p>本部→地域本部→拠点隊</p> <p>拠点隊→地域本部→本部</p> <p>本部→都総務局</p>	<p>拠点隊・地域本部</p> <p>本部・地域本部</p> <p>拠点隊・地域本部</p> <p>統括部（災対課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助実施組織表 ・被害状況調査実施組織表 ・被災者台帳 ・世帯別被害状況調査表 ・被害状況集計表 ・世帯構成員別被害状況 ・速報 ・発生報告
適用申請	<p>災害救助法の適用申請</p> <p>救助法の適用決定・公告</p>	<p>本部→都総務局</p> <p>都総務局→区</p>	<p>総務部</p>	
応急救助実施 ／ 実施状況報告	<p>応急救助の実施 (日計表等帳票の作成)</p> <p>救助実施状況の報告</p> <p>救助日報の作成</p> <p>都への救助実施状況の報告 (災害中間報告・災害決定報告)</p>	<p>各部</p> <p>各部→本部</p> <p>本部</p> <p>本部→都総務局</p>	<p>地域本部</p> <p>教育部</p> <p>物資管理部</p> <p>医療衛生部</p> <p>土木部</p> <p>区民支援部 等</p> <p>統括部（災対課）</p> <p>統括部（災対課）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・救助実施記録日計表 ・救助関係物資等受払簿 ・救助に関する支出関係証拠書類 ・輸送記録簿 ・人夫雇上台帳 ・引渡書 ・受領書 ・旅行命令簿、超勤命令簿等 (経常事務用と区別する) ・救助日報 ・被災世帯状況調 ・救助物資購入(配分)計画表 ・中間報告 ・決定報告 ・救助の種類別実施状況及び 救助費概算額調
事後処理	<p>繰替支弁金の交付申請</p> <p>繰替支弁金の交付</p>	<p>本部→都総務局</p> <p>都総務局→区</p>	<p>総務部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助費概算交付申請書 ・災害救助費精算交付申請書

災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月1日条例第43号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第20条）
- 第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた区民に対する災害障害見舞金の支給を行い、及び自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって区民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 区民 災害により被害を受けた当時、世田谷区の区域内に住所を有した者をいう。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 区は、区民が令第1条に規定する災害（以下この章、次章及び第21条において「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

（災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害により死亡した者の死亡当時、その収入によって生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- イ 配偶者
- ロ 子
- ハ 父母

ニ 孫
ホ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族（兄弟姉妹にあつては、死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限り、かつ、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。）のうち、区長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。

一部改正〔昭和50年条例39号・53年33号・平成23年26号〕

（災害弔慰金の額）

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。

全部改正〔昭和50年条例39号〕、一部改正〔昭和51年条例60号・53年33号・56年42号・57年46号・平成3年48号〕

（死亡の推定）

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には、災害弔慰金に関する規定の適用について、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

（支給の制限）

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 当該死亡に関し、その者が、業務に従事していたことにより、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）及び消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）並びに賞じゆつ金に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第15号）に基づき賞じゆつ金又は特別賞じゆつ金が支給される場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、区長が支給を不適當と認めた場合

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号〕

（支給の手續）

第8条 区長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 区長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和53年条例33号〕

第3章 災害障害見舞金の支給

追加〔昭和57年条例46号〕

（災害障害見舞金の支給）

第9条 区は、区民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害を有するに至ったときは、当該区民（以下「障害者」という。）に対し災害障害見舞金の支給を行うものとする。

る。

追加〔昭和57年条例46号〕

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

追加〔昭和57年条例46号〕、一部改正〔平成3年条例48号〕

(準用)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

一部改正〔昭和57年条例46号〕

(災害援護資金の貸付け)

第12条 区は、東京都の区域内において生じた災害で災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われたものにより、次に掲げる被害を受けた世帯の区民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)
- (2) 住居の全壊
- (3) 住居の半壊
- (4) 住居の全体の滅失又は流失
- (5) 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年5号〕

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害及び住居の損害(住居の半壊若しくは全壊又は住居の全体の滅失若しくは流失をいう。以下同じ。)がない場合 1,500,000円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流出した場合 3,500,000円
- (3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年とする。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合には、据置期間を5年とすることができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に前条第1項

- の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合
- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき又は世帯主が地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第7条の15の7に規定する特別障害者となった場合
 - (3) 生活保護を受けている世帯が被災した場合又は区市町村民税非課税世帯が被災した場合
 - (4) 当該災害により住居が全壊した場合
- 一部改正〔昭和50年条例39号・51年60号・53年33号・56年42号・57年46号・62年4号・平成3年48号・令和元年5号〕
- （保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定による違約金を包含するものとする。

4 第2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号〕

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、借受人は、いつでも繰上償還をすることができる。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号〕

（償還免除）

第16条 区長は、借受人が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができるのと認められるとき。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年55号〕

（一時償還）

第17条 区長は、借受人が、偽りその他不正な手段により貸付けを受けたとき、又は償還金の支払を怠ったときは、第13条第2項の規定にかかわらず、当該借受人に対し、災害援護資金の一部又は全部につき一時償還を請求することができる。

一部改正〔昭和53年条例33号・56年42号・57年46号・令和元年5号〕

（違約金）

第18条 区長は、借受人が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年5パーセントの割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、区長が当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

2 第14条第4項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

一部改正〔昭和53年条例33号・57年46号・令和元年5号〕

(償還金の支払猶予)

第19条 区長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第13条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払を猶予することができる。ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、その償還金の支払によって償還されるべきであった災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

一部改正〔昭和56年条例42号・57年46号・令和元年5号・55号〕

(報告等)

第20条 区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

追加〔令和元年条例55号〕

第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和元年条例55号〕

(世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置)

第21条 災害弔慰金又は災害障害見舞金(以下「災害弔慰金等」という。)の支給に当たり、専門の見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- (1) 弁護士
- (2) 医師
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔令和元年条例55号〕

第6章 雑則

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年55号〕

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和57年条例46号・令和元年5号・55号〕

付 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年7月16日以後に生じた災害に関して適用する。

一部改正〔平成23年条例26号〕

(東日本大震災の特例措置)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であつて、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第13条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」と、同条中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」とする。

2 前項の災害援護資金の貸付けについては、第16条に規定する事由による場合のほか、借受人が無資力又はこれに近い状態にあるため第19条第1項の規定により償還金の支払の猶予を受け、同項の支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合においても、当該災害援護資金の償還未済額の一部又は全部の償還を免除することができる。

3 第1項の災害援護資金の貸付けについては、保証人を立てないことができるものとし、保証人を立てる場合にあつては、当該保証人は借受人と連帯して債務を負担し、その保証債務は第18条の規定による違約金を包含するものとする。

追加〔平成23年条例26号〕、一部改正〔令和元年条例5号〕

付 則（昭和50年7月1日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年12月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和53年7月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和56年9月29日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月1日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（昭和62年3月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に

関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成3年11月14日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年10月4日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則（令和元年6月25日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和元年12月9日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害をいう。）により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和57年12月 1 日規則第58号

災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例施行規則（昭和49年10月東京都世田谷区規則第40号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）
- 第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第18条）
- 第6章 雑則（第19条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 区長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所
- （2）死亡（行方不明を含む。以下「死亡」という。）の年月日及びその状況
- （3）条例第4条に規定する死亡者の遺族に関する事項
- （4）条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 区長は、世田谷区の区域外で死亡した区民の遺族については、死亡地の官公署が発行する被災証明書提出させるものとする。

2 区長は、区民でない遺族については、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 区長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。

- （1）障害を有する者の氏名、性別、生年月日及び住所
- （2）障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及びその程度に関する事項
- （4）条例第11条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 区長は、世田谷区の区域外で障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態と

なった区民については、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署が発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 区長は、障害を有する者については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を区長に提出しなければならない。

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 条例第12条第1項第1号に規定する世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、療養見込み期間等が記載された医師の診断書

（2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の区市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該区市町村長の証明書

- 3 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（保証人を立てない場合における利率）

第7条 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。

追加〔令和元年規則4号〕

（調査）

第8条 区長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（貸付けの決定）

第9条 区長は、資金を貸付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により借入申込者に通知する。

- 2 区長は、資金を貸付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（第4号様式）により借入申込者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（借用書の提出）

第10条 借入申込者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書を添えて災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）を区長に提出しなければならない。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（資金の交付）

第11条 区長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（償還の完了）

第12条 区長は、前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、遅滞なく、借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を返還するものとする。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（繰上償還の申出）

第13条 条例第15条第2項の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

（償還免除）

第14条 条例第16条の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。

（1）借受人の死亡を証明する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったことを証明する書類

3 区長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除決定通知書（第8号様式）により償還免除申請者に通知する。

4 区長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第9号様式）により償還免除申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（違約金の支払免除）

第15条 条例第19条の違約金について支払の免除を受けようとする借受人（以下「違約金支払免除申請者」という。）は、違約金支払免除申請書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、違約金の支払の免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除決定通知書（第11号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。

3 区長は、違約金の支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（償還金の支払猶予）

第16条 条例第20条の償還金の支払の猶予を受けようとする借受人（以下「償還金支払猶予申請者」という。）は、償還金支払猶予申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。

3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第15号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。

一部改正〔令和元年規則4号〕

（届出事項）

第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を区長に提出しなければならない。

（1）借用書の記載事項に異動が生じたとき。

（2）借受人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定等を受けたとき。

2 保証人又は同居の親族は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届けるものとする。

一部改正〔平成17年規則2号・令和元年4号〕

第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

追加〔令和元年規則54号〕

第18条 条例第21条に規定する世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 5 委員会は、委員長が招集する。
- 6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 8 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

追加〔令和元年規則54号〕

第6章 雑則

一部改正〔令和元年規則54号〕

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔令和元年規則4号・54号〕

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成23年規則49号〕

(東日本大震災の特例措置)

第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「令和2年3月31日」とする。

追加〔平成23年規則49号〕、一部改正〔令和元年規則4号〕

附 則(平成17年1月31日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年10月4日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。

附 則(令和元年6月25日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(令和元年12月9日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式(略)

被災者生活再建支援法による支援金の概要

目的	被災者生活再建支援法は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。																		
1. 対象となる自然災害	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、災害の程度が以下の場合に対象となる。</p> <p>① 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市区町村</p> <p>② 10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村</p> <p>③ 100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>④ ①又は②の市区町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市区町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 10 万人未満に限る）、2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市区町村（人口 5 万人未満に限る）</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く 5 年間の特例措置）</p>																		
2. 支給対象世帯	<p>上記の自然災害により</p> <p>①住宅が全壊した世帯</p> <p>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
3. 支援金の支給額	<p>支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。</p> <p>（※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">住宅の被害程度</td> <td style="width: 20%;">全壊 (2. ①に該当)</td> <td style="width: 20%;">解体 (2. ②に該当)</td> <td style="width: 20%;">長期避難 (2. ③に該当)</td> <td style="width: 20%;">大規模半壊 (2. ④に該当)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">住宅の再建方法</td> <td style="width: 30%;">建設・購入</td> <td style="width: 30%;">補修</td> <td style="width: 20%;">賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200 万円</td> <td>100 万円</td> <td>50 万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)	支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200 万円	100 万円	50 万円
住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)															
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200 万円	100 万円	50 万円																

	※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円
4. 支援金の支給申請	(申請窓口) 市町村 (申請時の添付書面) ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等 (申請期間) ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生から37月以内
5. 基金と国の補助	○国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。 ○基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

[資料第101]

災害援護資金

対象 災害	世田谷区ほか東京都の区域内において生じた災害で災害救助法が適用された災害				
対象 被害	災害で次の被害を受けた世帯 ① 世帯主の負傷（1月以上の療養） ② 住居の全壊 ③ 住居の半壊 ④ 住居の流失・滅失 ⑤ 家財の1/3以上の損害				
貸 付 限 度 額	① 家財の損害	150万円			
	② 住居の半壊	170万円（250万円）			
	③ 住居の全壊	250万円（350万円）			
	④ 住居の滅失・流失	350万円			
	⑤ 世帯主の負傷	150万円			
	⑥ 世帯主の負傷・家財の損害	250万円			
	⑦ 世帯主の負傷・住居の半壊	270万円（350万円）			
	⑧ 世帯主の負傷・住居の全壊	350万円			
	※ 特別の事情がある場合は（ ）内の額				
貸 付 条 件	所 得 制 限	(世帯人員)	(前年所得)	(世帯人員)	(前年所得)
		1人	220万円以内	2人	430万円以内
		3人	620万円以内	4人	730万円以内
		5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額		
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。				
	据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）			
	償還期間	10年（据置期間を含む）			
利 率	年3%（据置期間中は無利子）				
償還方法	年賦又は半年賦				
保 証 人	必要				

[資料第 102]

応急小口資金

申込資格	① 主に生計の中心となっている方 ② 3か月以上区内に居住していること。 ③ 償還が確実なこと。 ※その他詳細な条件については、各総合支所生活支援課まで
貸付限度額	1世帯 15万円以内 (ただし、医療に要する費用及び火災その他の災害により被害を受け、その復旧等に要する費用については 30万円以内)
貸付条件	① 償還方法 据置期間 (3か月) 経過後 30カ月以内の均等月賦償還 ② 利率 無利子

[資料第 103]

生活福祉資金

貸付対象	低所得の世帯、身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯、療養中または要介護の高齢者の属する世帯
実施主体	実施主体 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 窓口 地区社会福祉協議会 (民生委員会)
貸付資金	各資金には、それぞれ条件・基準が定められています。 生活福祉資金、教育支援資金
返済	1. 利率 無利子 (連帯保証人を立てた場合) 年 1.5% (連帯保証人を立てない場合・据置期間中無利子) 2. 方法 元利均等の月賦返済

災害時における中小企業融資等一覧

① 災害応急資金 【区産業政策部】 ※融資金額・利率等は平成 24 年 10 月現在

	使 途	融資金額	利 率
申 込 格	<p>◆利用できる方 次の（１）～（４）の要件を満たしている方 （１）一定の地域に集中して発生した災害により被害を受けた中小企業者であること （２）申込日現在、世田谷区内に住所または主たる事業所（法人の場合は本店登記所在地）があり、引き続き１年以上同一事業を営んでいること （３）東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること （４）申込の日までに申告・納付すべき特別区（市町村）民税と個人事業税（法人は法人住民税・法人事業税）を完納していること</p>		
受付期間	災害により被害を受けた日から２ヶ月以内		
使いみち	災害復旧に要する運転資金・設備資金		
限 度 額	５００万円以内		
返済期間	６年以内（据置期間１２ヶ月以内を含む）		
利 率	<p>０．９％（名目利率２．２％ 区負担利率１．３％） ※この資金を償還中に災害を受け、重ねて融資を受ける場合の負担利率は、２回目０．５％、３回目以降は無利子となります。</p>		
返済方法	据置期間経過後毎月元金均等返済または一括返済		
保 証 人	法人の場合は代表者。個人の場合は原則不要。（金融機関・保証協会の審査により追加が必要な場合あり）		
担 保	不要		
信用保証	必要な場合あり（信用保証料は自己負担）		

② 災害復旧資金融資 【都産業労働局】 ※融資金額・利率等は平成 24 年 10 月現在

1. 資金用途	運転資金、設備資金
2. 対象企業	都内に事業所（住所）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で、次に定める災害により、被害を受けたもの。
3. 対象災害	知事が指定するもの
4. 限度額	１災害につき 8,000 万円
5. 利率	<p>年 1.7%（責任共有制度の対象外となる場合 年 1.5%） なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部を補助する。</p>
6. 期 間	１０年以内（据置期間１年以内を含む）
7. 保 証 人	要する。法人は代表者個人、組合は原則として代表理事
8. 担 保	原則として無担保とし、信用保証合計残高が 8,000 万円を超える場合は必要に応じ、担保を要する。
9. 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
10. 信用保証料	保証協会の定めるところによる。ただし、東京都が全額補助する。
11. 返済方法	分割返済（元金据置期間１年以内）

③ 経営支援融資（経営一般）【都産業労働局】※融資金額・利率等平成 24 年 10 月現在

1. 資金用途	運転資金、設備資金
2. 対象企業	都内に事業所（住所）を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合
3. 限度額	1 億円 組合 2 億円
4. 利率	年 1.7 以内～2.2%以内（融資期間により異なる。責任共済制度の対象外となる場合、1.5%以内～2.0%以内）
5. 期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む）
6. 保証人	要する。法人は代表者個人、個人事業者は原則として不要、組合は原則として代表理事
7. 担保	原則として無担保とし、信用保証合計残高が 8,000 万円を超える場合は、必要に応じ、担保を要する。
8. 信用保証	東京信用保証協会の信用保証を要する。
9. 信用保証料	保証協会の定めるところによる。東京都の補助あり。
10. 返済方法	分割返済（元金据置期間 2 年以内）

④ 中小企業金融公庫災害復旧貸付

特定の災害が起きた時に災害復旧貸付（災）を適用することがある。金額、利率は、その都度設定する。

⑤ 国民生活金融公庫災害貸付

特定の災害が起きた時に災害復旧貸付（災）を適用することがある。金額、利率は、その都度設定する。

⑥ 商工組合中央金庫災害復旧貸付

特定の災害が起きた時に災害復旧貸付（災）を適用することがある。金額、利率は、その都度設定する。

災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

災害救助法施行細則（東京都規則）令和2年4月10日改正

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	<p>○ 建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 (1戸当たり) 5,714,000 円以内</p> <p>3 建築型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間 原則2年以内</p>
		<p>○ 賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型仮設住宅に準じる</p> <p>2 基本額 地域実情に応じた額</p>	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	<p>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。</p> <p>2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</p>

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考					
炊出しその他の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 食品給与のための総費用を延給食人員で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者に対して行う。(飲料水又は炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額			2 現物給付に限ること		
				区分	1人世帯	2人世帯		3人世帯	4人世帯
		全壊 全焼 流失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬季	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたもので、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1か月以内（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,500円以内 中学校生徒 1人当たり 4,800円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5,200円以内	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者を対象にし実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、縫合、消毒等 1 体当たり 3,500円以内 2 一時保存 ①既存建物借上費及びドライアイスの購入費等 通常の実費 ②既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	1 自力では除去できない者 2 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれて生活に支障をきたしている場合	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 1 世帯当たり 137,900 円以内	災害発生の日から10日以内 (ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり)	
職員等雇上費 輸送費及び賃金	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間	

従事命令を受けた者の実費弁償

災害救助法施行細則（東京都規則）令和2年4月10日改正

区分	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1 人 1 日 当 たり 医師……………21,600 円以内 歯科医師……………20,700 薬剤師……………17,900 保健師、助産師、看護師……………16,800 准看護師……………13,600 診療放射線技師、臨床検査技師、 臨床工学技士……………14,700 歯科衛生士……………14,200 救急救命士……………17,100 土木技術者、建築技術者……………16,200 大工……………25,600 左官……………27,700 とび職……………27,300	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

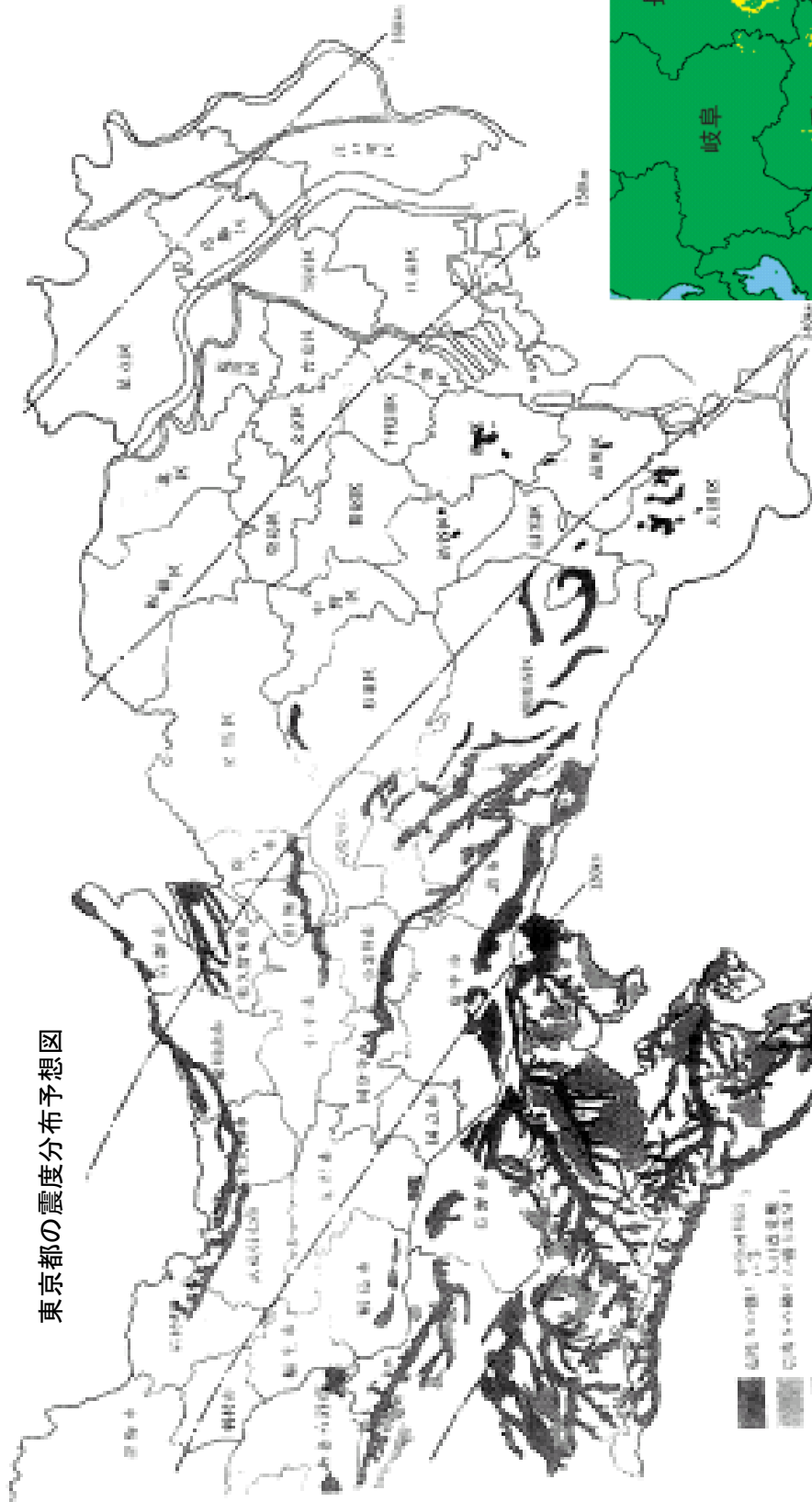
*この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

東海地震に関連する情報

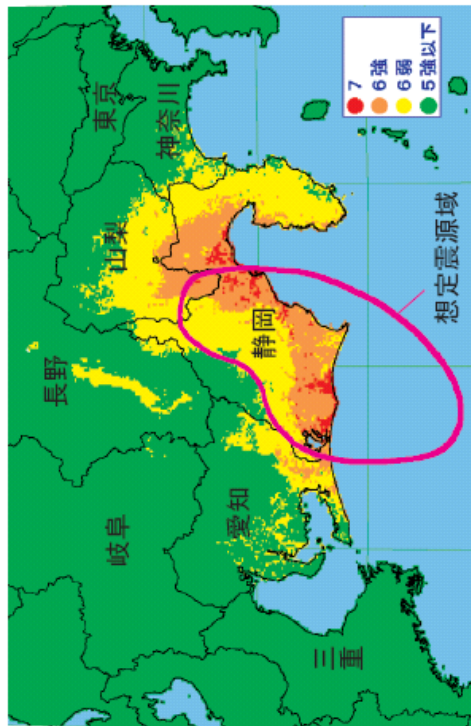
気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」	
情報名	主な防災対応等
<p>東海地震 予知情報</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p>「警戒宣言」に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●警戒宣言が発せられると <ul style="list-style-type: none"> ○地震災害警戒本部が設置されます ○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 注意情報</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます ○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p>東海地震 に関連する 調査情報</p> <p>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p>臨時</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません ●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <hr/> <p>定例</p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災対応は特にありません <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます

東海地震の震度分布予想図



東京都の震度分布予想図



「東海地震の想定震源域」と「想定される震度分布」

土砂災害警戒区域内の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(令和 2 年 8 月現在)

区分	施設の名称	所在地	土砂災害警戒情報等の伝達方法	
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	ニチイケアセンター世田谷大蔵	大蔵 4-2-14	施設あてに F A X 送信により伝達する。
		ヒルデモア岡本	岡本 2-17-8	
		ぽじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本アネックス 1 階・地下 1 階	
		茶話本舗デイサービス二子玉川亭	瀬田 1-9-13	
		アリア等々力の杜	等々力 1-22-43	
		デイサービスなごみの森 等々力 溪谷	中町 1-5-3 バレーハウス 1 F	
	利用施設 乳幼児	聖ドミニコ学園幼稚園	岡本 1-10-1	
		世田谷おとぎの森保育園	岡本 2-22-11	

注) 世田谷区において、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第七条に定める土砂災害警戒区域は、「土砂災害（特別）警戒区域公示図書（東京都建設局作成）」に示されている区域である。

参考) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第八条第 1 項 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。

次項において同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下この条において同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
- 五 (略)
- 六 (略)

浸水想定区域内の地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用する施設

(令和 2 年 8 月現在)

区分	施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法	
地下街等	玉川高島屋ショッピングセンター	玉川 3-17-1	各施設あてに F A X 一斉送信により伝達する。	
	二子玉川ライズ	玉川 2-21-1		
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	リアンレーヴ二子玉川		玉川 3-29-1
		介護予防センター・タケダ		玉川 3-39-7
		ファミリー・ホスピス二子玉川ハウス		玉川 3-39-9
		アルタクラッセ二子玉川		玉川 3-40-21
		アリア二子玉川		玉川 4-4-7
		グループホームやまぼうし		玉川 4-13-7-101
		高齢者在宅サービスセンター デイ・ホームたまがわ		野毛 2-4-4
		くらら田園調布		玉堤 1-3-3
		グランダ田園調布		玉堤 1-3-3
		ポロスキュアトレーニングパーソナルジムデイサービス		玉堤 1-6-11
		ガーデンテラス尾山台		玉堤 1-17-18
		東急ウェリナケア尾山台		玉堤 1-24-15
		茶話本舗デイサービス二子玉川亭		瀬田 1-9-13
		介護老人保健施設玉川すばる		瀬田 4-1-14
		ラペ二子玉川		瀬田 4-5-5
		そんぼの家 成城南		喜多見 1-31-10
		喜多見だんちデイ		喜多見 2-10-3-103
		介護老人保健施設 ホスピア喜多見		喜多見 3-4-30
		SOMPO ケア ラヴィーレ成城南		喜多見 3-5-5
		優つくりグループホーム喜多見		喜多見 3-10-15
		花物語せたがや南		宇奈根 1-3-6
		グループホームひかり世田谷宇奈根		宇奈根 1-18-6
グループホームいきいきの家 二子玉川	宇奈根 1-25-11			
グループホームたのしい家 宇奈根	宇奈根 1-34-12			
v i l l a C O C O R O	宇奈根 1-39-7 アルファフラッツ B 棟 01 号室			
そんぼの家 砧南	宇奈根 1-41-12			

区分	施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	高齢者利用施設	介護老人保健施設 ホスピア玉川	宇奈根 2-2-5
		ツクイ世田谷宇奈根	宇奈根 2-11-11
		ツクイ世田谷宇奈根グループホーム	宇奈根 2-15-18
		ケアハウス宇奈根	宇奈根 2-23-24
		ハイムガーデン世田谷	宇奈根 2-26-7
		介護老人保健施設 うなね杏霞苑	宇奈根 3-12-29
		グランダ二子玉川	鎌田 2-13-13
		メディカルホームくらら二子玉川	鎌田 3-14-5
		特別養護老人ホーム 博水の郷	鎌田 3-16-6
		愛の家都市型軽費老人ホーム世田谷鎌田	鎌田 3-24-13
		SOMPOケア ラヴィーレ二子玉川	鎌田 3-27-3
		優っくりグループホーム鎌田	鎌田 3-31-19
		鎌田ケアセンター	鎌田 3-35-1
		イリーゼ二子玉川ガーデン	鎌田 4-14-8
		グランダ岡本里安邸	岡本 2-6-10
		ヒルデモア世田谷岡本	岡本 2-17-8
		ぼじえじステーション二子玉川	岡本 2-17-14 岡本ア ネックス 1 階・地下 1 階
	障害者利用施設	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	玉堤 2-3-1
		玉堤つどいの家	玉堤 2-3-1
		世田谷区立玉川福祉作業所	玉川 1-7-2
		ケアこげら	宇奈根 1-8-9
		みくりキッズくりにつく	上野毛 2-22-14
		宇奈根あーゆるハウス	宇奈根 2-9-26
		グループホーム HARU	宇奈根 2-14-18
		グループホームアネモネ	宇奈根 2-15-15
		生活支援ホーム世田谷	宇奈根 2-7-19
		喫茶ぴあ 鎌田店 (※鎌田区民センター改修工事のため令和 3 年度は 1 年間休業)	鎌田 3-35-1 (世田谷区立鎌田区民センター内)
ホームいろえんぴつ	鎌田 3-16-7		
グループホームビートル喜多見	喜多見 5-4-21		
砧工房分場キタミクリーンファーム	喜多見 7-3-1		

各施設あてに F A X 一斉送信により伝達する。

区分	施設の名称	所在地	洪水予報等の伝達方法
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設	乳幼児利用施設	永安寺学園幼稚園	鎌田 3-23-19
		慶元寺幼稚園	喜多見 4-17-2
		東京都市大学二子幼稚園	玉川 2-17-10
		喜多見児童館	喜多見 2-10-40
		鎌田児童館（※鎌田区民センター改修工事のため令和3年度は1年間施設使用不可）	鎌田 3-35-1
		玉川保育園	玉川 4-16-6
		小梅保育園	喜多見 2-10-41-101
		尾山台保育園	尾山台 1-1-6
		たまがわみんなの家	玉川 3-39-22
		青い空保育園	岡本 2-5-11
		宇奈根なごやか園	宇奈根 2-7-16
		喜多見バオバブ保育園	喜多見 1-4-7
		青い空の家	岡本 2-5-11
		ニコこどもクリニック病児保育室 ニコのおうち	玉川 1-15-6-101 二子玉川ライズプラザモール1F
		はじまりはじまりえん niko	玉川 1-15-6-103 二子玉川ライズプラザモール
		パパールキッズルーム	玉川 3-43-1
		ポピンズナーサリースクール二子玉川	玉川 3-17-1 玉川高島屋ショッピングセンター西館 1階・2階
		小学館アカデミーふたこたまがわ保育園	玉川 3-34-2 リオ・ヴェルデ 2階
		喜多見こどもの家	喜多見 3-14-6
		砧南らる保育園	鎌田 3-13-20（砧南中学校内）
		おひさま保育園	玉川 3-27-1
		なごやか園本園鎌田（ライオン）	玉堤 2-13
		鎌田のびやか園鎌田四丁目保育施設	鎌田 4-12
	世田谷仁慈保幼園	玉堤 2-13-11	
RISSHO KID'S きらり玉川	玉川 4-11-2		
病院	世田谷記念病院	野毛 2-30-10	

各施設あてにFAX一斉送信により伝達する。

注) 世田谷区において、水防法第 14 条第 1 項に定める洪水浸水想定区域は、「多摩川洪水浸水想定区域図 (国土交通省京浜河川事務所公表)」に示されている区域である。

参考) 水防法第 15 条第 1 項 市町村防災会議 (災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。) は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画 (同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。) において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。(略)

一 洪水予報等 (第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。) の伝達方法

二 (略)

三 (略)

四 浸水想定区域 (洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。) 内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

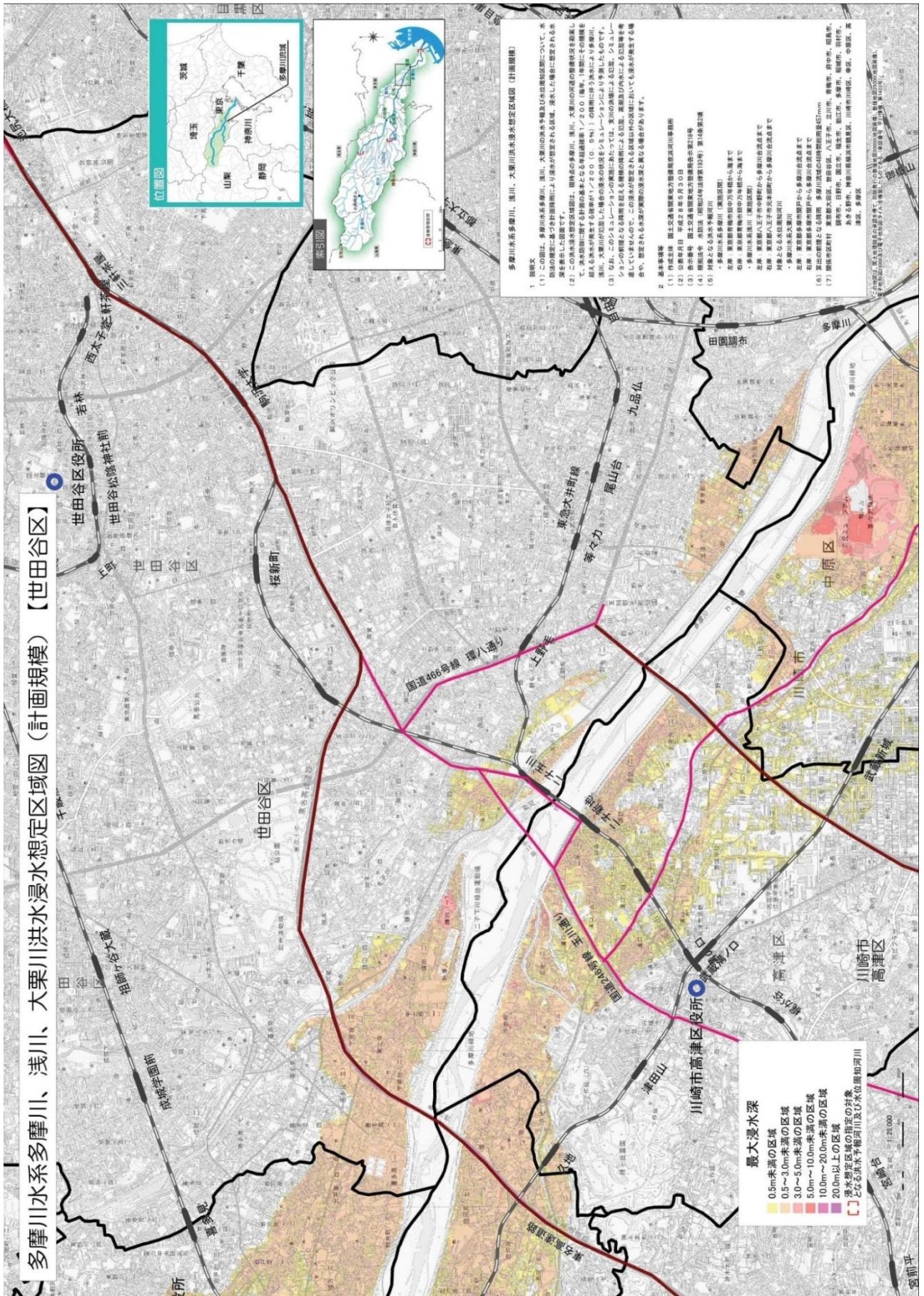
イ 地下街等 (地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設 (地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。) をいう。次条において同じ。) でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時 (以下「洪水時等」という。) の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設 (社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。) でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

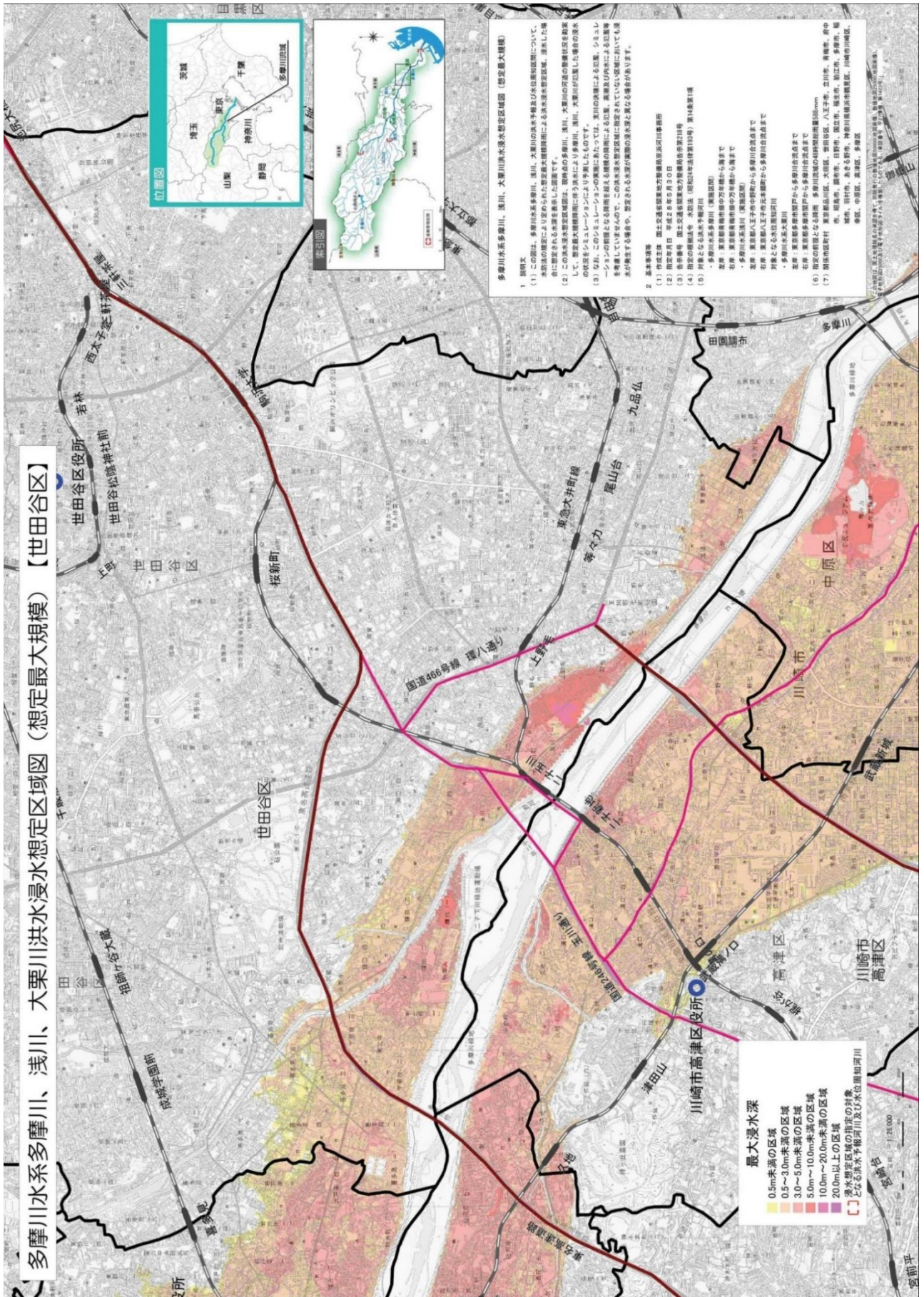
ハ (略)

五 (略)

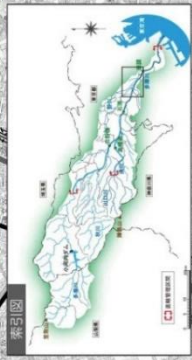
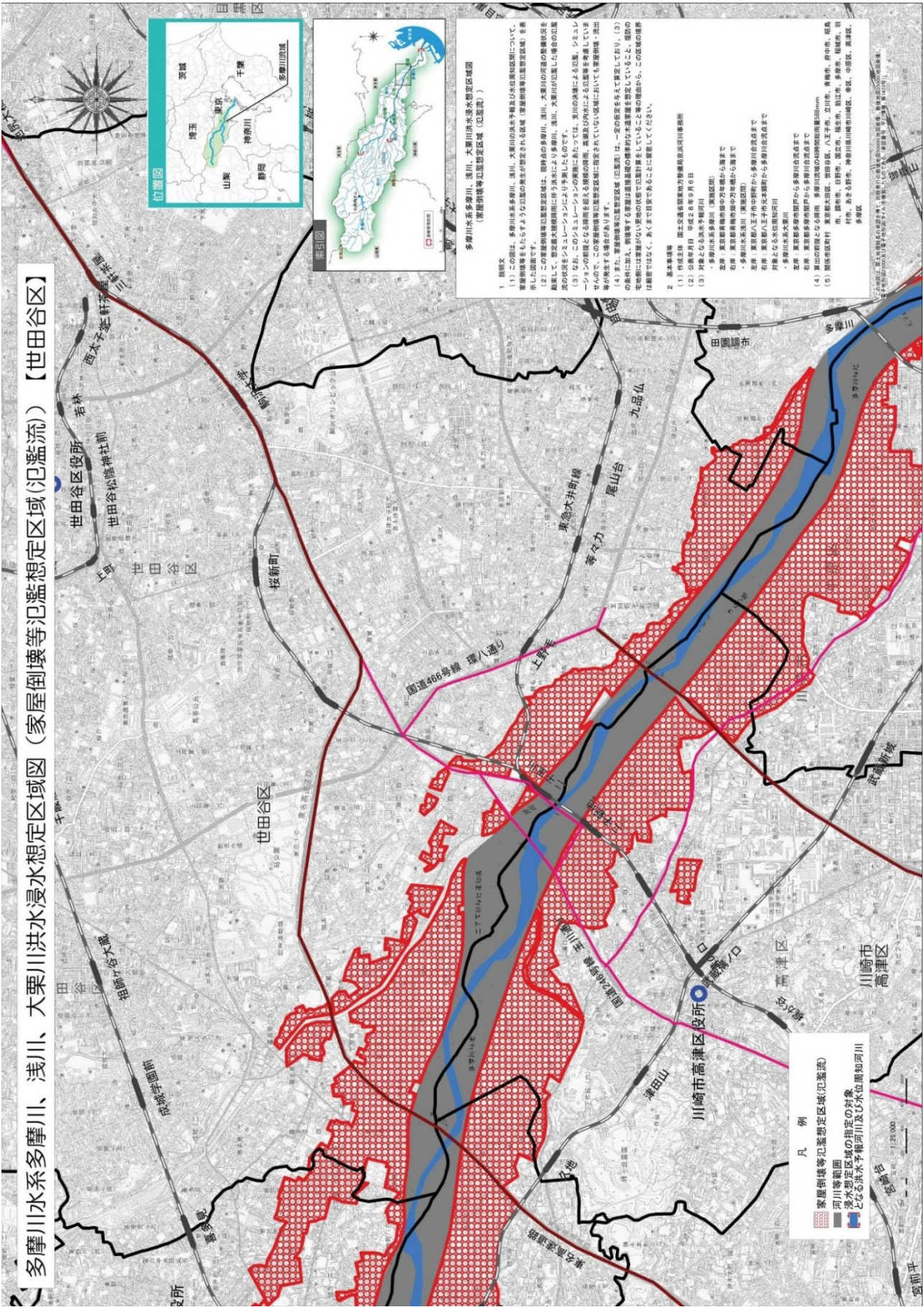
多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（計画規模）【世田谷区】



多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）【世田谷区】



多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域(氾濫流) (家屋倒壊等氾濫想定区域) 【世田谷区】



**多摩川水系多摩川、浅川、大栗川洪水浸水想定区域(氾濫流)
(家屋倒壊等氾濫想定区域) (氾濫流)**

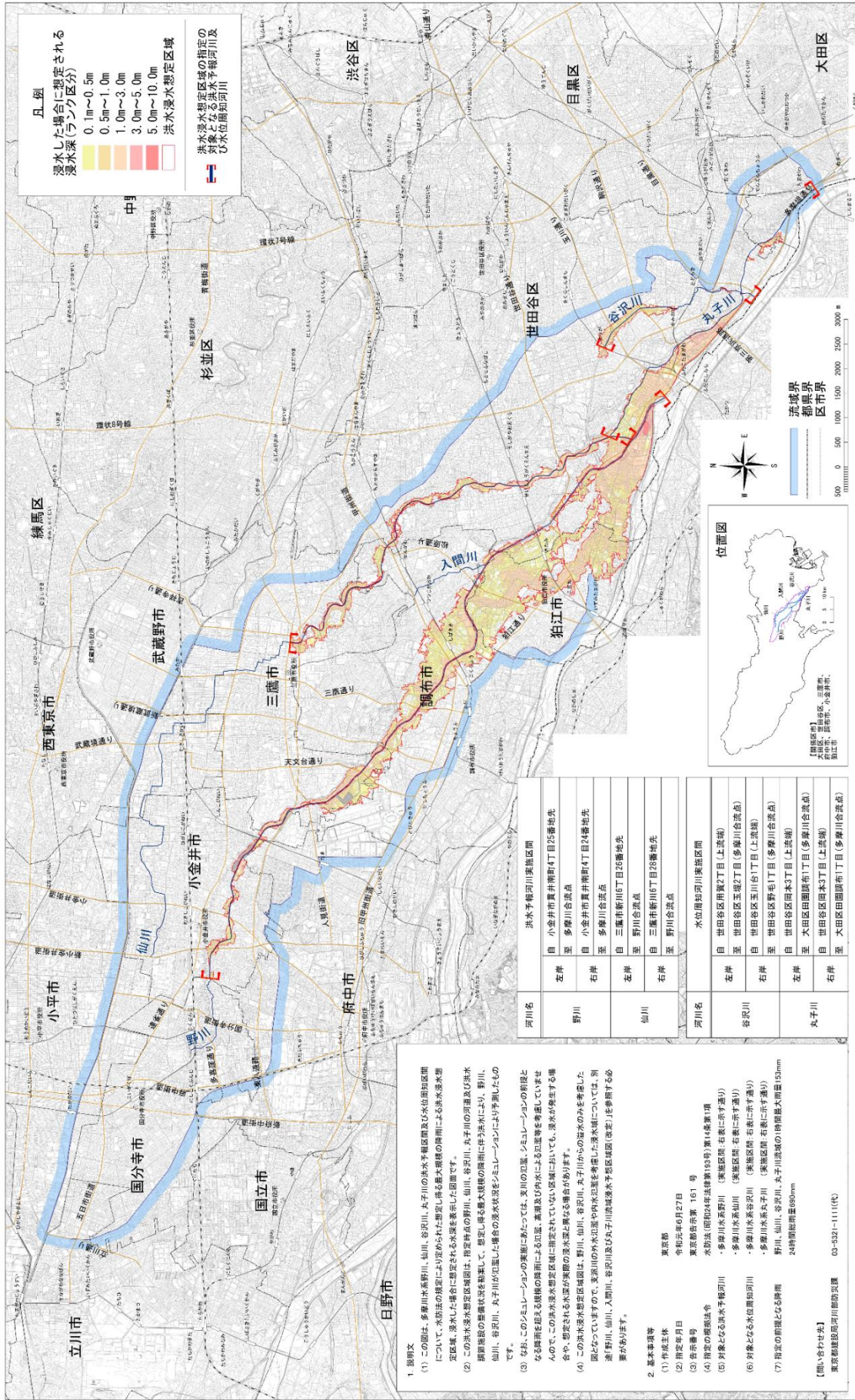
1 説明文
 (1) この図は、多摩川水系多摩川、浅川、大栗川の洪水予報及び水位推定区域について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の多摩川、浅川、大栗川の河川の氾濫状況も考慮して算出されたものであり、多摩川、浅川、大栗川の氾濫による氾濫の状況は、この図面に反映していません。
 (3) なお、このシミュレーションの結果には、氾濫の発生による氾濫による浸水等も考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に限定されない区域においても浸水等も発生する場合があります。
 (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)は、一定の仮定を考慮して算定しており、(3)の条件に加え、現時点の氾濫は氾濫想定区域の境界的な浸水想定を示していること、氾濫の発生時には氾濫がない区域の氾濫も発生し得ることを留意していただくこと等が理由から、この区域の氾濫は氾濫想定ではなく、あくまで目安であることを留意していただきます。

2 基本事項等
 国土交通省都市計画局都市計画部河川課
 (1) 作成日時 平成28年10月16日
 (2) 対象となる河川 多摩川(氾濫区域)
 (3) 対象となる区域 多摩川(氾濫区域)
 右岸 東京都目黒区中目黒から高津まで
 左岸 東京都目黒区中目黒から高津まで
 ・多摩川水系浅川(氾濫区域)
 ・多摩川水系大栗川
 右岸 東京都目黒区中目黒から多摩川合流点まで
 左岸 東京都目黒区中目黒から多摩川合流点まで
 (4) 算出範囲となる河川 多摩川(氾濫区域)500m
 (5) 算出範囲となる河川 多摩川(氾濫区域)500m
 (6) 算出範囲となる河川 多摩川(氾濫区域)500m
 (7) 算出範囲となる河川 多摩川(氾濫区域)500m

凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川及び水位推定河川

多摩川水系野川、仙川、谷沢川、丸子川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



城南地区河川流域 浸水予想区域図(改定)

この図は水深ごとの配色を、主に色の濃さ等により識別できるようにしています。

1. 説明文

(1) この図は、城南地区を流れる渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川及び香川の流域や、雨水が直接海や国管理河川へ排水される区域等を対象として、大雨が降った場合に、浸水が予想される区域と想定される最大の水深を示したものです。

(2) 皆様には、浸水の可能性について知っていただくことにより、「緊急時の水防、避難」、「水害に強い生活様式の工夫」等に役立てていただくようお願いいたします。

(3) この浸水予想区域図(改定)は、想定し得る最大規模の降雨が対象とした区域に降った場合に、シミュレーションにより予測される浸水の状況を示したものです。シミュレーションでは、対象とした地域における現時点(平成29年)での河川、洪水調節池及び下水道の整備状況等を考慮しています。

(4) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川、下水道の整備状況等により変化する可能性があります。

2. 基本的事項等

(1) 作成主体 都市型水害対策協議会
(城南地区河川流域)

(2) 作成年月日 令和元年6月27日 一部修正

(3) 対象とした地域 渋谷川・古川、目黒川、立会川、内川、香川流域
雨水が直接海や国管理河川へ排水される区域等

(4) 対象とした降雨 想定最大規模降雨
(時間最大雨量 153mm)
(総雨量 650mm)

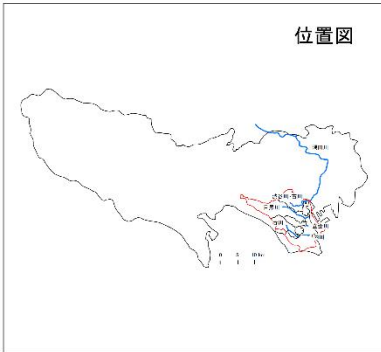
(5) 関係区市 港区、新宿区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、杉並区、三鷹市

3. 注意事項等

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水したときの水深が大きくなり注意が必要です。

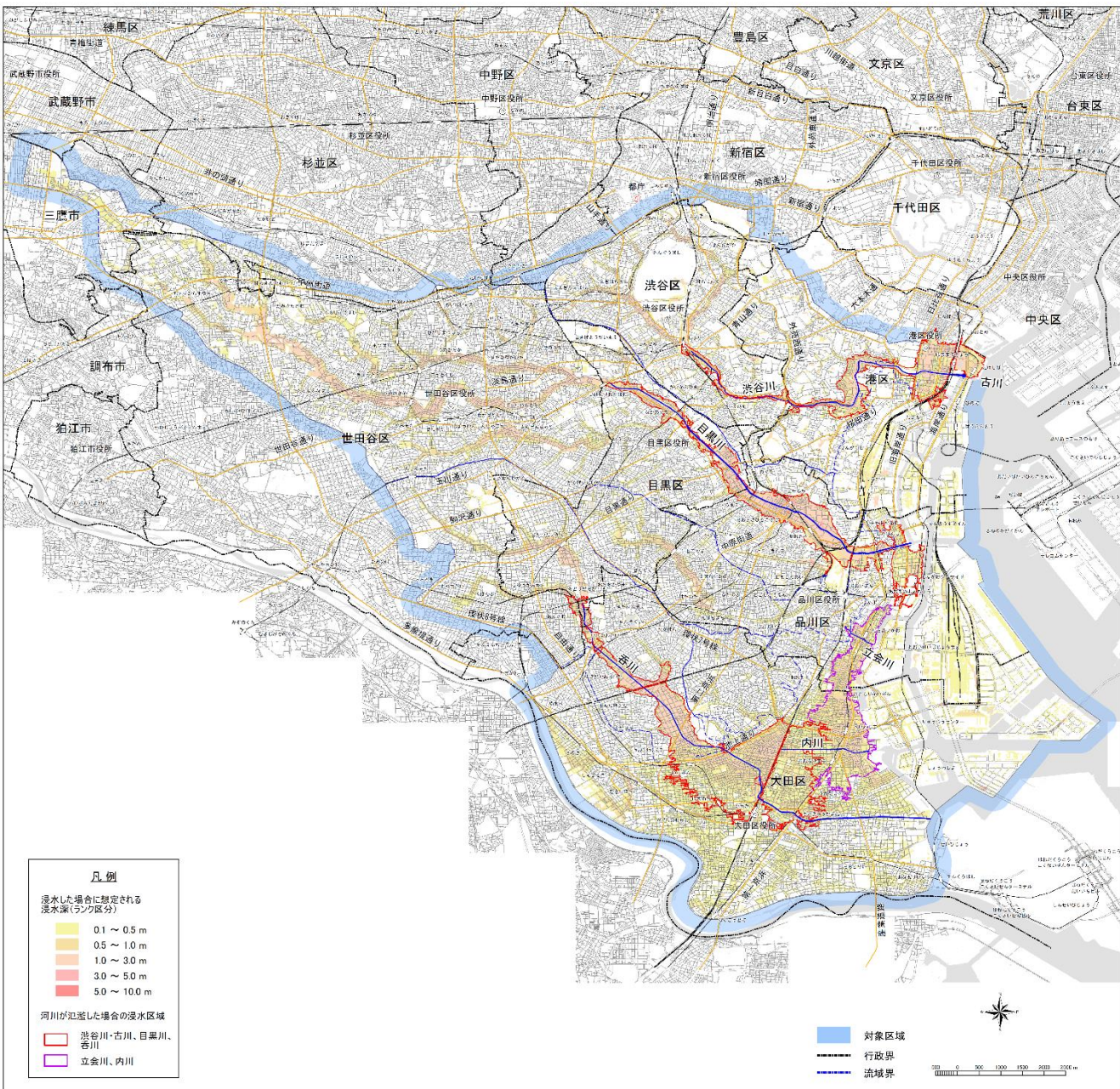
また、河川から離れていても、地盤が低い箇所等では、浸水したときの水深が大きくなるのでご注意ください。

また、竜巻による雨水ますの詰まり等により起きる浸水は、シミュレーションでは、反映されないので、注意してください。



【問い合わせ先一覧】

東京都建設局河川部計画課	03(5321)1111(代)
東京都建設局河川部防災課	"
東京都下水道局計画調査部計画課	"
東京都下水道局海防部防衛整備課	"
港区街づくり支援部土木課	03(3578)2111(代)
新宿区危機管理担当部危機管理課	03(3209)1111(代)
品川区防災まちづくり防災課	03(3777)1111(代)
目黒区危機管理室防災課	03(3715)1111(代)
大田区総務部防災危機管理課	03(5744)1111(代)
世田谷区危機管理課災害対策課	03(5432)1111(代)
渋谷区土木部防災課	03(3403)1211(代)
杉並区危機管理室防災課	03(3122)1111(代)
三鷹市総務部防災課	0422(45)1115(代)



世田谷区建築物浸水予防対策要綱

平成 17 年 6 月 10 日施行

令和 2 年 6 月 17 日 2 世建調第 77 号

令和 2 年 6 月 24 日 2 世建調第 88 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、豪雨等による建築物への浸水を未然に防止し、建築物の安全と衛生を確保し、もって区民の生命、及び財産を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の定義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において使用する用語の例による。

(対象建築物)

第 3 条 この要綱の規定が適用される建築物（以下「対象建築物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の周囲の地面又は道路面より低い位置に床を有する建築物
- (2) 建築物の周囲の状況により便所、浴室等の排水が逆流するおそれのある建築物
- (3) 世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップにおいて、浸水予想区域となっている区域内の建築物

(区の責務)

第 4 条 区は、浸水被害のあった周辺地域における当該被害状況の情報提供を行うとともに、対象建築物の浸水被害予防に関する助言をし、浸水被害を受けた対象建築物の所有者等に対して浸水対策を講ずるよう啓発し、及び被害の防止に努めるものとする。

2 区長は、対象建築物を建築する建築主に、浸水予防対策等を講じ、及び当該対象建築物の維持保全に努めさせるものとする。

3 区長は、対象建築物を設計する設計者、工事施工者等に、現況敷地を十分に調査し、及び建築主と相談の上浸水予防対策を講じさせるものとする。

(届出)

第 5 条 区長は、建築主等に、浸水予防対策検討結果届出書（様式）を確認済証受領時まで提出させるものとする。

(指定確認検査機関への要請)

第 6 条 区は、指定確認検査機関が、建築確認、中間検査、及び完了検査の業務を行うに当たっては、この要綱の趣旨に即して業務を行うよう要請するものとする。

(勧告)

第 7 条 区は、建築主等が建築物に浸水予防対策を講ずることなく浸水被害を招くおそれがあるときは、必要な対策をとるよう勧告することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 4 日 27 世建調第 561 号）

1 この要綱は、平成 27 年 9 月 4 日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式
用紙で残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和2年6月17日2世建調第77号）

- 1 この要綱は、令和2年6月30日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式の規定に基づき作成された様式
用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- 3 この要綱による改正後の世田谷区建築物浸水予防対策要綱の規定は、施行日以後に行
われる確認申請等に係る建築物について適用し、施行日前に行われた確認申請等に係る
建築物については、なお従前の例による。

附 則（令和2年6月24日2世建調第88号）

- 1 この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱

昭和 63 年 7 月 1 日施行

(通則)

第 1 条 この要綱は、みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号。以下「条例」という。）第 21 条及び第 34 条の規定に基づき、みどりの育成に必要な地下水の涵養を図るとともに、世田谷区豪雨対策基本方針（平成 28 年 3 月）に基づく流域対策として雨水浸透施設の設置（以下「助成事業」という。）に係る助成金を交付することにより、地下水、湧水その他自然環境の保全及び創出並びに治水に資することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 湧水 地下水が地表、河川、湖沼、池泉等に湧き出た水をいう。
- (2) 屋根雨水 民間住宅等の屋根に降った雨水をいう。
- (3) 雨水浸透ます ますの底面及び側面を砕石で充填し、集水した雨水を地下に浸透させる施設をいう。
- (4) 雨水浸透トレンチ 掘削した溝に砕石を充填し、かつ、浸透管を設置して雨水を導き、地下に浸透させる施設をいう。
- (5) 雨水浸透施設 雨水浸透ます、雨水浸透トレンチその他の雨水を地下に浸透させるための施設をいう（以下「浸透施設」という。）。
- (6) 湧水保全重点地区 条例第 23 条の規定に基づき区長が指定する湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる地区のうち、別表第 1 に掲げるものをいう。
- (7) 豪雨対策モデル地区 近年において浸水被害が多く、浸透施設の設置の促進を図る必要がある区域として区長が指定したもののうち、別表第 2 に掲げるものをいう。
- (8) 一般地区 湧水保全重点地区及び豪雨対策モデル地区以外の世田谷区内の地区をいう。

(湧水保全重点地区等の追加指定)

第 3 条 区長は、浸透施設の設置の効果が認められる地区又は区域について、適宜、湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区として新たに指定するものとする。

2 区長は、湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区の範囲を明確にした指定図その他の関係書類を整備し、区民の閲覧に供するものとする。

(助成対象者)

第 4 条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、浸透施設を設置しようとする土地（区内の土地に限る。）に浸透施設を設置する権原を有する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体が所有し、又は管理する土

地に浸透施設を設置しようとする者

- (2) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例(平成13年12月世田谷区条例第58号)第3条の規定が適用される建築主
- (3) 宅地建物取引業又は建設業を営む者が販売するために所有する土地又は建物の敷地に浸透施設を設置しようとする者
- (4) 助成金(これに類する補助金等を含む。)の交付を受けて設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者
- (5) 区が設置した浸透施設の場所と同一の場所に浸透施設を設置しようとする者
- (6) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為に伴い浸透施設を設置しようとする者

(助成金を交付しない場合)

第5条 次に掲げる場合は、助成金を交付しないものとする。

- (1) 急傾斜地に浸透施設を設置する場合
- (2) 浸透施設を設置することにより法面の安全性が損なわれる場合
- (3) 浸透施設を設置することにより土圧加重が増加し、擁壁に危険が生じる場合
- (4) 浸透施設を設置することにより地下水の汚染その他の自然環境の破壊を引き起こす恐れがある場合
- (5) 地下水位が地表面から1.0メートル以内にある土地に浸透施設を設置する場合

(設置基準)

第6条 区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき浸透施設を設置させるものとする。

- (1) 浸透施設を設置する場合は、敷地内の雨水を有効に取り込むこと。ただし、湧水保全重点地区に浸透施設を設置する場合は、屋根雨水のみを浸透させること。
- (2) 浸透施設を設置するにあたり、浸透水により構造物の基礎及び埋設物(以下「基礎等」という。)が悪影響を受けないよう当該基礎等と浸透施設との間に一定の距離を確保すること。
- (3) 浸透施設を設置する場所の選定については、区長が別に定める「雨水流出抑制施設選択図」を参考にするとともに、地形及び地盤特性から受ける制約に十分配慮すること。
- (4) 原則として、敷地面積に対して300立方メートル/ヘクタール以上の対策量を目標とすること。

(助成金の交付額)

第7条 助成金の交付額は、別表第3に定める雨水浸透ます及び雨水浸透トレンチの標準工事費単価に雨水浸透ますにあつては設置基数、雨水浸透トレンチにあつては設置する長さ(1メートルを単位とし、1メートルに満たない端数は切り捨てる。)を乗じて得た額の合計額と浸透施設の設置工事に係る額のうち、いずれか低い額(以下「基本額」という。)に0.8(湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区において設置した浸透施設にあつては、1.0)を乗じて得た額とする。ただし、浸透施設を既存建築物に設置する場合にあつては、次項に定める付帯工事費の額と付帯工事に係る額のうち、いずれか低い額と基本額とを合計した額に0.8(湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区において設置した浸透施設にあつては、1.0)を乗じて得た額とする。この場合において、100円未満の端数が生じた

ときは、当該端数を切り捨てるものとする。

2 付帯工事費（雨水流出抑制助成事業補助要綱（平成 21 年 4 月 1 日 21 都市基調第 563 号）に規定する標準工事費単価において想定されている敷地面積に必要な数の浸透施設を設置する場合に要する接続経費等をいう。）は、基本額に 0.3 を乗じて得た額とし、100 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、別表第 3 に定める付帯工事費の標準単価を上限とする。

3 一の助成対象者に対する助成金の交付限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般地区内の土地に浸透施設を設置する場合 400,000 円
- (2) 湧水保全重点地区又は豪雨対策モデル地区内の土地に浸透施設を設置する場合 500,000 円

4 前 3 項の規定による助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

（適用申請）

第 8 条 区長は助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、浸透施設の設置前に次に掲げる図書を添付させた雨水浸透施設設置助成金交付適用申請書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 計算書
- (4) 構造図
- (5) 工事明細書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（適用決定及び通知）

第 9 条 区長は、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、雨水浸透施設設置助成金交付適用決定通知書（第 2 号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めたときは、その旨を雨水浸透施設設置助成金交付不適用決定通知書（第 3 号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

（完了届の提出）

第 10 条 区長は、適用決定通知書を受けた者（以下「適用決定者」という。）が決定に係る浸透施設の設置工事を完了したときは、次に掲げる図書を添付させた完了届（第 4 号様式）により設置工事の完了を報告させるものとする。

- (1) しゅん工図
- (2) 工事写真
- (3) 適用決定通知書（写）
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

（交付決定及び通知）

第 11 条 区長は、前条の報告があったときは、浸透施設の設置工事のしゅん工を確認し、助成金の交付を決定したときはその決定の内容及びこれに付けた条件を、雨水浸透施設設置助成金交付決定通知書（第 5 号様式。以下「決定通知書」という。）により、助成金を交付しないことに決定したときはその旨を雨水浸透施設設置助成金不交付決定通知書（第

6号様式)により、速やかに適用決定者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第12条 区長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、適用決定者に、決定通知書の写しを添付させた雨水浸透施設設置助成金交付請求書(第7号様式)により、助成金の請求をさせるものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 区長は、第11条の規定による助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 助成金を当該浸透施設の設置以外の用途に使用したとき
- (3) 前2号のほか、区長が付した条件に従わなかったとき

(助成金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を交付決定者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 区長は前条の規定により、助成金の返還を命じたときは、交付決定者に、その命令に係る助成金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は助成金の返還を命じた場合において、交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により、区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止)

第18条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱に基づき交付されている助成金の返還を命じられた交付決定者が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付し

ない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(施設の管理義務等)

第 19 条 区長は、助成金の交付を受けた者に、当該助成金に係る浸透施設を常に良好な状態に管理するよう努めさせるものとする。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

(略)

附 則 (平成 31 年 2 月 26 日 30 世土計第 702 号)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

湧水保全重点地区一覧表

名称	湧水所在地	主たる区域
神明の森みつ池特別保護区湧水地涵養域	成城四丁目 20 番	成城五丁目全域 成城四・六・七・八丁目各一部
成城三丁目緑地内湧水地涵養域	成城三丁目 16 番	成城二・三丁目各一部
大蔵三丁目公園内湧水地涵養域	大蔵三丁目 2 番	大蔵二丁目全域 大蔵三丁目、砧三・五丁目各一部
岡本公園内湧水地涵養域	岡本二丁目 19 番	岡本二・三丁目各一部
瀬田四丁目広場内湧水地涵養域	瀬田四丁目 41 番	瀬田四・五丁目、岡本一丁目各一部
上野毛自然公園内湧水地涵養域	上野毛二丁目 17 番	上野毛二・三丁目各一部
等々力溪谷公園内湧水地涵養域	等々力一丁目 21 番	等々力一・二丁目、中町一丁目、野毛一丁目各一部
無原罪特別保護区湧水地涵養域	深沢八丁目 13 番	深沢七丁目一部 深沢八丁目全域

別表第 2 (第 2 条関係)

豪雨対策モデル地区一覧表

名称	所在地
用賀 3、4 丁目・上用賀地区	用賀三・四丁目全域 上用賀全域 大蔵一丁目の一部、砧公園の一部
鎌田 1、2 丁目地区	鎌田一・二丁目全域
上馬・弦巻地区	上馬四・五丁目全域、弦巻全域 新町三丁目全域、桜新町二丁目全域 駒沢二・三丁目全域
中町・上野毛地区	中町四・五丁目全域、深沢五丁目全域 上野毛四丁目全域、深沢七丁目の一部

別表第3（第7条関係）

標準工事費単価

1 雨水浸透ます

型式	ますの径 (mm)	深さ (mm)	標準工事費単価 (円/基)	設計浸透能力 (m^3 /個・h r)
P I	150	400	21,000	0.250
P II	200	400	29,000	0.332
P III	250	500	45,000	0.512
P IV	300	500	54,000	0.618
P V	350	600	75,000	0.863
P VI	400	600	87,000	0.998
P VII	500	800	150,000	1.710

- ※1 設計浸透能力とは、雨水流出抑制助成事業補助要綱に基づき都が別に定める標準工事費単価に規定する設計浸透能力をいう。以下同じ。
- ※2 上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透ますについては、当該雨水浸透ますの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透ますの標準工事費単価を適用する。

2 雨水浸透トレンチ

型式	断面形状W×H (mm)	管径 (mm)	標準工事費単価 (円/m)	設計浸透能力 (m^3 /m・h r)
T I	250×300	75	19,000	0.247
T II	300×350	100	22,000	0.284
T III	350×400	125	25,000	0.324
T IV	400×450	150	28,000	0.365
T V	550×600	200	39,000	0.499
T VI	750×750	200	51,000	0.658

- ※1 上表に掲げる規格以外の規格の雨水浸透トレンチについては、当該雨水浸透トレンチの設計浸透能力の直近下位に相当する上表に掲げる設計浸透能力に該当する規格の雨水浸透トレンチの標準工事費単価を適用する。

3 付帯工事費

付帯工事 1 件当たり	115,400 円
-------------	-----------

世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱

平成 19 年 7 月 1 日
19 世み政第 134 号

(通則)

第 1 条 この要綱は、雨水タンクを設置する者に対し、雨水タンク設置助成金を交付することにより、水資源としての雨水の有効利用及び雨水の一時的な貯留による水害対策を推進することを目的とする。その交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和 57 年 5 月 世田谷区規則第 38 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、雨水タンクとは、雨水を散水、雑用水等に利用するための一時貯留槽をいう。

(助成対象者等)

第 3 条 この要綱に基づく助成を受けることができる者は、世田谷区内に雨水タンクを設置する者とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 国、他の地方公共団体その他区長が指定する公共的団体
- (2) 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例（平成 13 年 12 月 世田谷区条例第 58 号）第 3 条の規定が適用される建築主
- (3) 売買等を目的とした建物に雨水タンクを設置する不動産業者、建設業者等

2 助成金の対象になる雨水タンクは、1 の建物につき 1 基とする。

(助成区域)

第 4 条 この要綱の対象となる区域は、世田谷区全域とする。

(設置基準)

第 5 条 区長は、この要綱に基づく助成を受けようとする者に、次の各号に基づき雨水タンクを設置させるものとする。

- (1) 雨水を利用するために、屋根に降った雨水を一時的に貯留するものであること。
- (2) 雨水タンクは、製品として販売されており、一般に購入可能なものであること。

(助成金の額)

第 6 条 助成金の額は、当該雨水タンクの本体購入費及び設置に係る経費の合計額（消費税を含む。）の 2 分の 1 の額（100 円未満の金額を切り捨てるものとする。）とする。ただし、その額は、設置に係る経費については 5,000 円を、合計額については 35,000 円を限度とする。

2 前項による助成金の総額は、予算の定める額を限度とする。

(適用申請)

第 7 条 区長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に、次の書類を添付した雨水タンク設置助成金交付適用申請書（第 1 号様式）を、あらかじめ提出させなければならない。

- (1) 雨水タンクの設置に係る見積書の写し
- (2) 雨水タンクの有効貯水量、形状その他の仕様が明示されている書類
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(適用決定及び通知)

第8条 区長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、雨水タンク設置助成金交付適用決定通知書（第2号様式。以下「適用決定通知書」という。）により、助成金を交付することが適当でないと認めるときは、その旨を雨水タンク設置助成金交付不適用決定通知書（第3号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(完了届の提出)

第9条 区長は、適用決定通知書を受けた申請者が雨水タンクの設置を完了したときは、速やかに次の書類を添付した雨水タンク設置完了届（第4号様式。以下「完了届」という。）を提出させなければならない。

- (1) 雨水タンクの購入年月日、購入者氏名、販売店住所・店名及び本体価格・設置に係る経費（消費税を含む。）の明記された領収書の写し
- (2) 設置後の写真2枚（全景及び近景）
- (3) その他区長が必要と認めるもの

(交付決定及び通知)

第10条 区長は、前条の規定による完了届の提出があったときは、その内容を審査し、設置基準に適合すると認めるときは助成金の額を決定し、雨水タンク設置助成金交付決定通知書（第5号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知する。また、適合しないと認めるときは、その旨を雨水タンク設置助成金不交付決定通知書（第6号様式）により、速やかに当該申請者に通知しなければならない。

(助成金の請求)

第11条 区長は、前条の規定により決定通知書を受けた申請者に、決定通知書の写しを添えた雨水タンク設置助成金交付請求書（第7号様式）を提出させるものとする。

2 区長は、前項の請求のあったときは、当該請求に係る助成金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 助成金を当該雨水タンクの設置以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が付した条件に従わなかったとき。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により、助成決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、納期限を定めてその返還を申請者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたときは、申請者をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、申請者がこれを納期日までに納付しな

ったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（管理義務等）

第15条 区長は、この助成金の交付を受けた者に、雨水タンクを常に良好な状態に管理し、雨水の有効利用に努めさせるものとする。

（状況調査）

第16条 区長は、雨水タンクの設置後に必要に応じて状況調査を行うことができる。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日25世土計第1079号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

水防倉庫所在地及び備蓄資材一覧表

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

種別	青葉橋 (世田谷 3-9-11)	赤堤 (赤堤 3-34-17)	中町 (中町 2-21-12)	合計
土のう (袋)	700	800	2,000	2,350
土のう留坑 (本)	600	80	700	1,380
軽量鋼板 (枚)	0	0	0	0
籠 (本)	20	0	85	105
木材 (m ³)	0	0	0	0
シート (ビニール) (m ²)	2,671	1,000	1,600	5,271
鉄線 (kg)	10	25	50	85
縄 (m)	210	60	1,000	1,270
ショベル (丁)	122	98	195	415
ツルハシ (丁)	41	27	49	117
掛矢 (丁)	5	6	42	53
鋸 (丁)	20	20	21	61
鉋 (丁)	14	0	5	19
ペンチ (丁)	11	5	18	34
もっこ (枚)	20	5	0	25
一輪車 (台)	2	0	23	25
P. P ロープ (巻)	19	2	10	31
ムシロ (枚)	0	0	0	0
モッコ棒 (本)	32	0	0	32
しの (本)	22	0	18	40
グローバーバール (本)	17	6	21	44
ボルトクリッパー (台)	16	12	15	43
玄能 (丁)	22	0	1	23
トビクチ (本)	25	20	24	69
釘 (kg)	160	0	50	210
フルコン砂筒袋 (枚)	10	0	150	160
大ハンマー (丁)	10	20	12	42
バリケート (脚)	0	0	20	20
鉄パイプ (本)	0	0	460	460
鎌 (本)	56	0	21	77

＜その他の備蓄状況＞

①土のう用砂：中央高速下器材置場（北烏山 8 - 8） 2 m³

②救命胴衣：12 着（中町水防倉庫）

水防倉庫及び備蓄資材（都第二建設事務所）

（令和 2 年度東京都水防計画より）

種別	二子橋 （世田谷区玉川 3-42）
大型土のう袋（袋）	140
土のう袋（袋）	15,600
土のう留杭（L=1.2m）（本）	2,660
軽量鋼板（L=1.8m、W=40cm）（枚）	240
シート（防水シート）（㎡）	2,280
鉄線（＃10）（kg）	125
縄（φ10mm、化学繊維）（m）	5,700
ショベル（丁）	106
ツルハシ（丁）	30
掛矢（丁）	25
鋸（丁）	17
鉋（丁）	17
一輪車（台）	2
木材（角材または丸材 L≒5.0m 程度）（㎡）	1.7
杭（L≒1.5m φ48.6mm（外））（本）	515
番線カッター（丁）	21
倉庫建設年度	平成 23 年度
倉庫面積（㎡）	53.3

水防本部・地域水防本部防災行政無線一覧

本部名	班名	設置場所	固定呼出番号	車載呼出番号
水防本部	災害対策班	災害対策課	100	114、115
	土木渉外・調査班	道路管理課	722	723、724
	土木統括・情報班	土木計画調整課	—	726、727
	土木対策班	世田谷土木管理事務所	728	729、730、731
		北沢土木管理事務所	732	733、734、735
		玉川土木管理事務所	736	737、738、739、740
		砧土木管理事務所	741	742、743、744
		烏山土木管理事務所	745	746、747、748
		世田谷公園管理事務所	—	717
		北沢公園管理事務所	—	718
		玉川公園管理事務所	—	719
		砧公園管理事務所	—	720
		烏山公園管理事務所	—	721
	土木対策機動班	みどり政策課	—	716
交通政策課		—	725	
地域水防本部	地域総務班	世田谷・地域振興課	201	202
		北沢・地域振興課	301	302、303
		玉川・地域振興課	401	402
		砧・地域振興課	501	502
		烏山・地域振興課	601	602、603

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

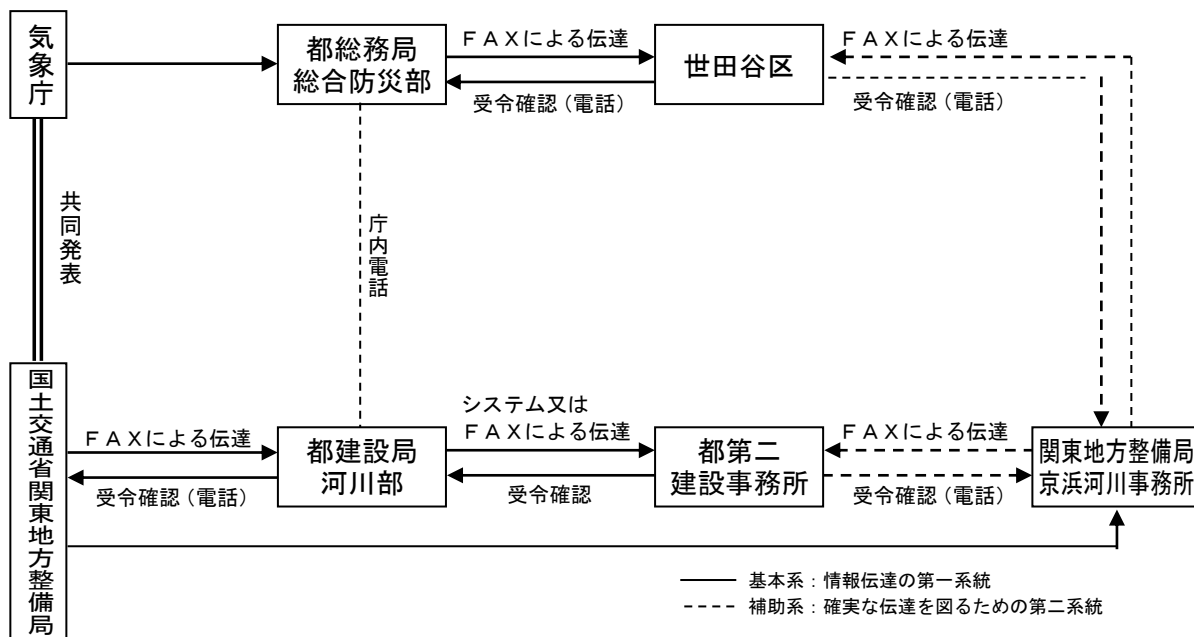
出典：気象庁ホームページ

令和 2 年 8 月 6 日現在

- 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
- 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。
- 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

世田谷区	府県予報区	東京都			
	一次細分区域	東京地方			
	市町村等をまとめた地域	23区西部			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	22	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	177	
	洪水		流域雨量指数基準	丸子川流域=3.9, 呑川流域=4.9, 蛇崩川流域=7.9, 烏山川流域=8.4, 北沢川流域=8.5	
			複合基準 * 1	仙川流域=(9, 10.9), 呑川流域=(9, 4), 烏山川流域=(9, 7.5), 北沢川流域=(9, 7.6)	
			指定河川洪水予報による基準	多摩川[石原・田園調布(上)], 野川・仙川[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]	
	暴風	平均風速	25m/s		
	暴風雪	平均風速	25m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm		
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
土壌雨量指数基準			125		
洪水			流域雨量指数基準	野川流域=12, 仙川流域=9.7, 丸子川流域=3.1, 呑川流域=3.9, 蛇崩川流域=6.3, 烏山川流域=6.7, 北沢川流域=6.8	
			複合基準 * 1	多摩川流域=(10, 57), 野川流域=(6, 11.5), 仙川流域=(6, 8.3), 丸子川流域=(6, 2.2), 呑川流域=(6, 3.6), 蛇崩川流域=(6, 6.3), 烏山川流域=(6, 5.4), 北沢川流域=(6, 6.8)	
			指定河川洪水予報による基準	多摩川[田園調布(上)]	
強風		平均風速	13m/s		
風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う		
大雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5cm		
波浪		有義波高			
高潮		潮位			
雷		落雷等により被害が予想される場合			
融雪					
濃霧		視程	100m		
乾燥		最小湿度 25%で実効湿度 50%			
なだれ					
低温		夏期(平均気温): 平年より5°C以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上 続くと 冬期(最低気温): -7°C以下、多摩西部は-9°C以下			
霜		4 月 10 日~5 月 15 日 最低気温 2°C以下			
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2°C~2°Cの時				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

洪水予報伝達系統図・連絡先（国管理河川）

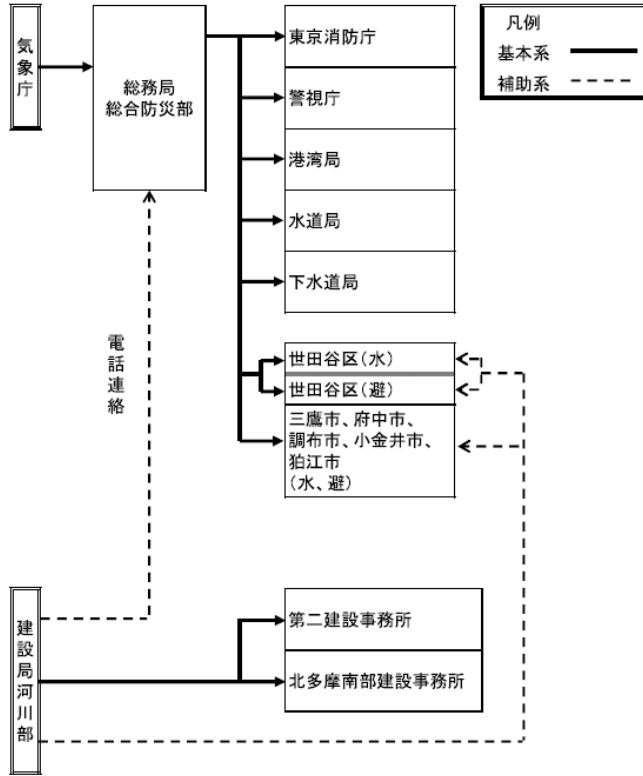


機関名	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
関東地方整備局災害対策室	6391、6392	2939	048-600-1419	048-600-1420
都建設局河川部防災課	70972, 70983	70071, 70098	03-5320-5435	03-5388-1535
都第二建設事務所	75511	75502	03-3774-6658	03-3774-0328
京浜河川事務所災害対策室	772-591～594	772-550～551	045-503-4054	045-503-3174
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289
都総務局	昼 70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
総合防災部	夜 70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
世田谷区（水）	-	-	03-5432-2580	03-5432-3026
世田谷区（避）	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014

※避…避難勧告等発令担当部署／水…水防担当部署

洪水予報伝達系統図・連絡先（都管理河川）

野川・仙川洪水予報



※避…避難勧告等発令担当部署
水…水防担当部署

関係機関	無線番号		NTT回線		
	TEL	FAX	TEL	FAX	
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)	
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328	
北多摩南部建設事務所	83311	83301	042-330-1845	042-369-3890	
気象庁	79671	79670	03-3212-8341 内3142	03-3211-4923	
総務局総合防災部 ※1	昼	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
	夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476	
警視庁	昼	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4	03-3502-1450
	夜			内55151~3	
港湾局	70581~2	70081	03-5320-5521	03-5388-1575	
水道局(総務部総務課)	70621	70085	03-5320-6313	03-5388-1675	
下水道局	70631	70091	03-5320-6506	03-5388-1700	
世田谷区(水)※2	—	—	03-5432-2562	03-5432-3024	
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014	
三鷹市(水、避)	80311	80301	0422-45-1151	0422-45-1190	
府中市(水、避)	80511,80512	80501	042-335-4098	042-335-6395	
調布市(水、避)	80711	80701	042-481-7346	042-481-7255	
小金井市(水、避)	80911	80901	042-387-9807	042-384-6426	
狛江市(水、避)	81711	81701	03-3480-5500	03-3480-5500	

※1 昼夜の区分はP2-10参照

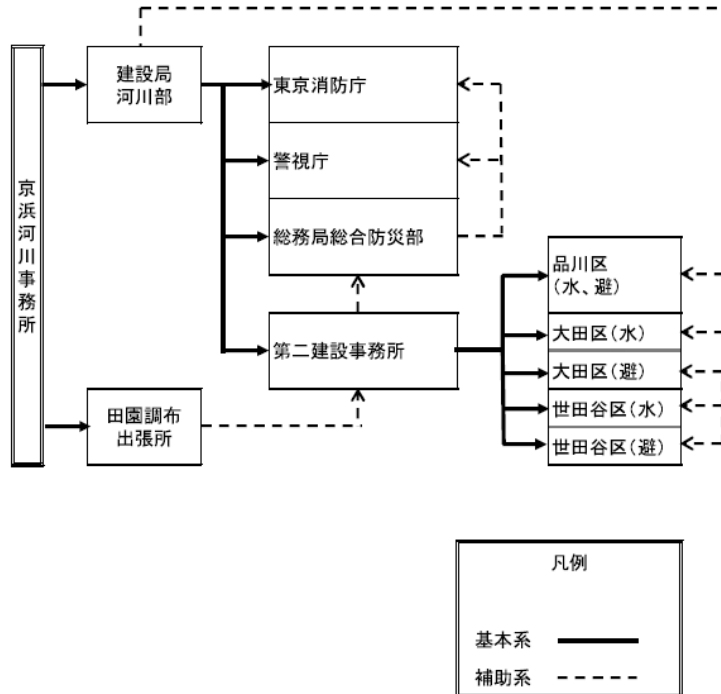
※2 水…水防担当部署/避…避難勧告等発令担当部署

★総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

★洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

水防警報伝達系統図・連絡先

多摩川水防警報（田園調布上）



関係機関	無線番号		NTT回線	
	TEL	FAX	TEL	FAX
京浜河川事務所災害対策室	772-591~594	772-550,551	045-503-4054	045-503-3174
建設局河川部	70972 70983	70071 70098	03-5320-5435	受信優先 03-5388-1535 (03-5388-1534)
東京消防庁	71511	71501	03-3212-2111 内3531~3	03-3213-1476
警視庁	76311	76301	03-3581-4321 内55541~4	03-3502-1450
夜			内55151~3	
総務局 総合防災部※2	70227	70013	03-5388-2456	03-5388-1260
夜	70349	70023	03-5388-2459	03-5388-1958
第二建設事務所	75511	75501	03-3774-6658	03-3774-0328
品川区 (水・避)※1	73811	73801	03-5742-6695	03-3777-1181
夜・休日			03-3777-1111	
大田区(水)	—	—	03-5744-1304	03-5744-1527
大田区(避)	74011	74001	03-5744-1236	03-5744-1519
世田谷区(水)	—	—	03-5432-2562	03-5432-3024
世田谷区(避)	74111	74101	03-5432-2262	03-5432-3014
田園調布出張所	772-6325	772-6340	03-3721-4288	03-3721-4289

※1 水・・・水防担当部署／避・・・避難勧告等発令担当部署 ※2 昼夜の区分はP2-10参照

★河川部からの伝達が途絶した場合、総務局総合防災部は各区市町村に伝達する。

水門・陸閘等の一覧

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

番号		名称	位置	構造		門扉	管理者 (所有者)
1	樋管・樋門 (水門)	宇奈根排水樋門	宇奈根2-2 先	電動操作 動力操作 (手動)		鉄製扉捲上式 内法 2.5m 高さ 2.8m	土木部工事第二課 (下水道局)
2		谷川排水樋門	玉川3-25先	電動操作 動力操作 (手動)		鉄製扉捲上式 2連 内法 3.7m 高さ 3.0m	土木部工事第二課 (下水道局)
3		新玉川排水樋管	玉川1-6先	常用: 内外水位差 (自動) 非常用: 油圧開閉 (手動)		ステンレス製 オートゲート 1門 内法 1.0m 高さ 1.0m	土木部工事第二課 (国土交通省)
4		下野毛排水樋門	野毛2-30先	電動操作 動力操作 (手動)		鉄製扉捲上式 内法 3.5m 高さ 2.7m	土木部工事第二課 (下水道局)
5		玉川排水樋管	野毛1-1先	電動操作 動力操作 (手動)		鉄製扉捲上式 2門 内法 5.0m 高さ 4.7m	土木部工事第二課 (国土交通省)
6		等々力排水樋門	玉堤1-21先	電動操作 動力操作 (手動)		鉄製扉捲上式 内法 3.3m 内径 400mm 高さ 2.4m	土木部工事第二課 (下水道局)
7		上沼部排水樋門		電動操作 動力操作 (手動)			大田区 (下水道局) *ゲートポンプは下水道局管理
8	陸閘	久地陸閘	鎌田1-4先	手動		強化プラスチック製 製角落 16本 内法 2.7m 高さ 1.5m	土木部工事第二課 (国土交通省)
9		玉川西陸閘	玉川1-9先	手動		強化プラスチック製 製角落 19本 (10×12cm) 内法 3.6m 高さ 2.3m	土木部工事第二課 (国土交通省)
10		玉川東陸閘	玉川1-8先	手動		中柱 1本 強化プラスチック製 製角落 42本 支柱 1本 (10×12cm) 内法 5.5m 高さ 2.5m	土木部工事第二課 (国土交通省)
【丸子川】							
11		明神池余水吐	野毛3-8先	(手動)		木製扉捲上式 内法 1.1m 高さ 2.1m	土木部工事第二課 (世田谷区)

【野川】							
12	ポンプ施設	野川 第67号ポンプ	喜多見3-1先	電動 (自動)	11kwポンプ 2台		土木部工事第二課 (世田谷区)
13		野川 第61号ポンプ	鎌田4-1先	電動 (自動)	11kwポンプ 2台		土木部工事第二課 (世田谷区)
14		野川下水 第71号ポンプ	鎌田1-20先	電動 (自動) エンジン (手動)	18.5kwポンプ 2台 1台		下水道局
15		野川下水 第72号ポンプ	鎌田1-17先	電動 (自動)	22kwポンプ 2台		下水道局
16		野川下水 第73号ポンプ	鎌田1-7先	電動 (自動)	15kwポンプ 2台		下水道局
【仙川】							
17	ポンプ施設	仙川 送水ポンプ	鎌田3-13先	電動 (自動)	2.2kwポンプ 2台		土木部工事第二課 (建設局)
【区管理道路】							
18	水門	大蔵水神様際水門	大蔵6-1先	手動	鉄製扉捲上式 1門 木製止水板 3枚	幅 0.75m 高さ 0.35m	土木部工事第二課 (世田谷区)

[資料第 124]

日本における過去の噴火一覧

(令和 2 年 8 月 1 日現在)

年	火山名	被害の概要
1410 (応永 17)	那須岳	噴石や埋没により死者約 180
1640 (寛永 17)	北海道駒ヶ岳	津波により死者約 700
1741 (寛保元)	渡島大島	津波により死者 1475
1779 (安永 8)	桜島	溶岩流、噴石により死者 153
1781 (天明元)	桜島	海底噴火。津波により死者 8、行方不明 7
1783 (天明 3)	浅間山	火砕流、溶岩流、火山泥流。吾妻川、利根川に洪水。死者 1151
1785 (天明 5)	青ヶ島	死者 130~140。八丈島に避難し 50 年余り無人島に。
1792 (寛政 4)	雲仙岳	眉山崩壊とそれに伴う津波により死者約 15, 000
1822 (文政 5)	有珠山	熱雲により旧虻田部落全滅。死者 50
1856 (安政 3)	北海道駒ヶ岳	1 村落焼失。軽石流により死者約 20
1888 (明治 21)	磐梯山	大泥流により山麓の村落が埋没。死者 461
1900 (明治 33)	安達太良山	火口の硫黄鉱山施設、山林耕地施設に被害。死者 72
1902 (明治 35)	伊豆鳥島	中央火口丘爆砕。全島民 125 名死亡
1914 (大正 3)	桜島	溶岩流出、村落埋没、焼失。地震鳴動顕著。死者 58
1926 (大正 15)	十勝岳	大泥流発生。2 か村村落埋没。死者 144
1940 (昭和 15)	三宅島	噴石弾、溶岩流出。死者 11
1947 (昭和 22)	浅間山	噴石により死者 11
1952 (昭和 27)	ベヨネース 列岩	海底噴火。観測船第 5 海洋丸の避難により全員 (31 名) 死亡
1958 (昭和 33)	阿蘇山	噴石により死者 12 名
1962 (昭和 37)	十勝岳	死者 4、行方不明 1
1974 (昭和 49)	桜島	土石流で死者 8
1974 (昭和 49)	新潟焼山	噴石により死者 3
1977 (昭和 52)	有珠山	泥流、降灰砂、地盤変動。死者 3。有珠新山生成
1979 (昭和 54)	阿蘇山	死者 3、負傷者 11
1983 (昭和 58)	三宅島	溶岩流出、阿古地区家屋焼失・埋没 394 棟
1986 (昭和 61)	伊豆大島	12 年ぶりに噴火。全島民等約 1 万人が島外避難
1990 (平成 2)	雲仙岳	火砕流により死者 41、行方不明 3
2000 (平成 12)	有珠山	爆発により火口群形成
2000 (平成 12)	三宅島	噴石。火砕流を伴う噴火。大量の火山ガス。全島避難
2011 (平成 23)	新燃岳	爆発的噴火による空振が発生
2014 (平成 26)	御嶽山	水蒸気爆発による噴火により死者 58、行方不明者 5 (平成 27 年 11 月 6 日時点)
2015 (平成 27)	口永良部島	噴火により全島避難

※内閣府ホームページ (<http://www.bousai.go.jp/kazan/taisaku/k3.html>) に加筆

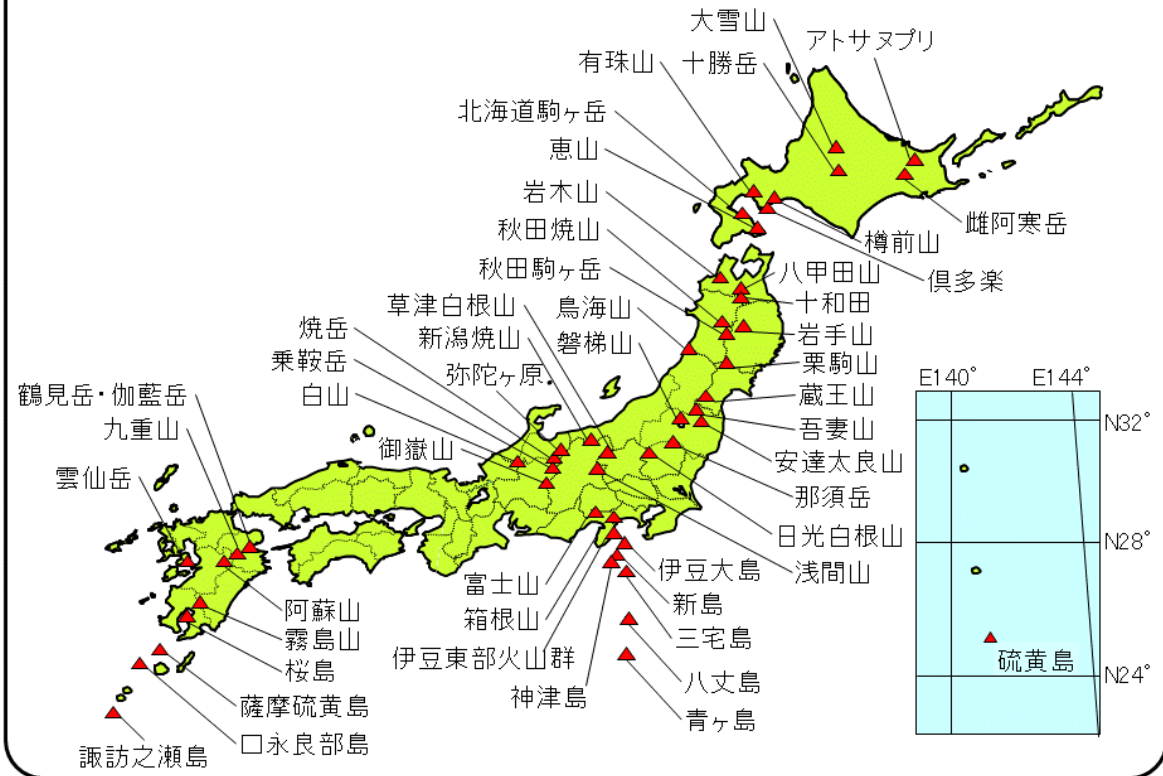
火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山

平成 21 年 6 月、今後 100 年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として 47 火山が火山噴火予知連絡会によって選定された。さらに、平成 26 年 11 月、火山噴火予知連絡会のもとに設置された「火山観測体制等に関する検討会」においてとりまとめられた「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」により、3 火山が追加された。

気象庁では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を的確に発表するために、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、遠望カメラ等の観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

選定理由	火山名
①近年、噴火活動を繰り返している火山 ・過去数十年程度の間、頻繁に噴火している ・100 年以内の間隔でマグマ噴火を繰り返している	雌阿寒岳、十勝岳、樽前山、有珠山、北海道駒ヶ岳、秋田焼山、秋田駒ヶ岳、吾妻山、那須岳、草津白根山、浅間山、新潟焼山、焼岳、御嶽山、伊豆大島、三宅島、硫黄島、阿蘇山、霧島山、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島 (23 火山)
②過去 100 年程度以内に火山活動の高まりが認められている火山 ・地震活動 過去 100 年程度の山体浅部の地震活動 (マグマの動きに関連したものなど) ・地殻変動 過去 10 年程度のマグマ貫入等に伴う地殻変動 ・噴気活動・地熱活動 過去 100 年程度の活発な噴気活動、地熱活動	アトサヌプリ、大雪山、恵山、岩手山、栗駒山、蔵王山、安達太良山、磐梯山、日光白根山、乗鞍岳、白山、箱根山、伊豆東部火山群、新島、神津島、八丈島、鶴見岳・伽藍岳、九重山、八甲田山、十和田、弥陀ヶ原 (21 火山)
③現在異常はみられないが過去の噴火履歴等からみて噴火の可能性が考えられる	岩木山、鳥海山、富士山、雲仙岳 (4 火山)
④予測困難な突発的な小噴火の発生時に火口付近で被害が生じる可能性が考えられる	倶多楽、青ヶ島 (2 火山)

「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」
 として火山噴火予知連絡会によって選定された**50火山**



出典：気象庁ホームページ

http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/katsukazan_toha/katsukazan_toha.html#kanshikazan

世田谷区災害対策条例

平成18年3月14日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）の予防及び減災、応急及び復旧並びに復興に係る対策（以下「災害対策」という。）に関し、区長、区民及び事業者（区内で事業活動を行う者をいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、必要な体制を確立し、災害対策に関する施策の基本的な事項を定めることにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、並びに災害発生後の復興に関する事業を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い「安全・安心のまち世田谷」を築くことを目的とする。

(基本理念)

第2条 区長、区民及び事業者は、次に掲げる考え方に基づき、それぞれの責務及び役割に応じ連携を図ることを基本理念として災害対策に取り組むものとする。

(1) 区民及び事業者が自己の生命、身体及び財産の安全を自ら確保することをいう
自助

(2) 区民及び事業者が地域において相互に助け合うことをいう
共助

(3) 行政機関が区民等を災害から保護するための事業等を実施することをいう
公助

(区長の責務)

第3条 区長は、災害対策に関する施策を策定し、及び災害対策に関する事業を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。

2 区長は、世田谷区地域防災計画（災害対策基本法第42条第1項の規定により世田谷区防災会議が作成するものをいう。）の定めるところにより、災害対策に関する施策を策定し、その推進を図らなければならない。

3 区長は、災害対策に関する施策を策定するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体及び防災関係機関（災害対策基本法第2条第3号から第6号までに規定する機関をいう。以下同じ。）との調整を図るとともに、協力団体、区民及び事業者の意見を聴くよう努めなければならない。

4 区長は、災害対策に関する事業を実施するに当たっては、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関、協力団体、区民及び事業者との連携に努めなければならない。

(区民の責務)

第4条 区民は、災害に備え、次に掲げる事項について、自ら必要な措置を行うよう努めなければならない。

(1) 建築物等（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）その他の工作物で規則で定めるものをいう。以下

同じ。)の耐震性及び耐火性の確保

- (2) 家具の転倒、落下及び移動の防止
 - (3) 出火の防止及び初期消火に必要な用具の備え
 - (4) 暴風等による建築物等及び附帯設備等の損壊、転倒等の防止
 - (5) 豪雨等による建築物への浸水の防止
 - (6) おおむね7日分(少なくとも3日分)の飲料水及び食料の備蓄
 - (7) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 2 区民は、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、地域において相互に協力するとともに、自発的に防災区民組織(災害から地域社会を守るために町会等を基礎として区民が自主的に結成した組織をいう。以下同じ。)に参加する等災害対策に関する活動(以下「災害対策活動」という。)の推進に努めなければならない。
 - 3 区民は、災害に強いまちづくりについて理解を深め、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、自発的に災害対策活動に参加する等災害対策に寄与するよう努めなければならない。
 - 4 区民は、災害が発生するおそれがあるとき及び災害発生時においては、自己及び家族の安全の確保に努めなければならない。
 - 5 区民は、災害発生後においては、自らの生活の再建に努めるとともに、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するとともに、その事業活動を行うに当たっては、社会的責任を自覚し、災害を最小限にとどめるため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に関して災害の拡大を防止するため、事業所の来客、従業員及び事業所の周辺地域における住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
 - 3 事業者は、従業員に対し、災害対策に関する知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。
 - 4 事業者は、災害発生後においては、都市の復興に関して区長その他の行政機関が実施する災害対策に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(災害に強いまちづくりの推進)

- 第6条 区長は、災害に強いまちづくりを推進するため、密集した市街地の改善、狭い道路の拡幅及び整備等を行うとともに、建築物等の災害に対する安全性を向上させるための適切な指導、啓発及び支援を行い、並びに消防水利の確保を図るよう努めなければならない。

(公共施設等の安全の確保)

- 第7条 区長は、その所有し、又は管理する建築物、道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに附属する施設の耐震性、耐火性等を強化し、それらの安全の確保に努めなければならない。

(窓ガラス等の落下等防止)

第8条 区長、区民及び事業者は、その所有し、又は管理する建築物等について、地震又は強風により、窓ガラス、外壁等が破損し、飛散し、又は落下することがないように安全の確保に努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(風水害対策)

第9条 区長は、台風、集中豪雨等による水害、土砂災害等の被害を未然に防ぎ、又は被害を最小限にとどめるため、水防に関する体制を確立し、その対策を講じなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(防災教育及び普及啓発)

第10条 区長は、防災教育の充実に努めるとともに、家具の転倒、落下及び移動の防止、出火の防止その他の区民が自ら備えておくべき災害対策に関する啓発を積極的に実施し、区民の災害対策に関する知識の向上及び意識の高揚に努めなければならない。

2 区長は、区民及び事業者に対し、区民及び事業者の事前の災害対策に役立つよう災害危険情報その他の防災に関する情報の提供に努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(防災活動団体への支援)

第11条 区長は、防災区民組織等地域で自主的に災害対策活動を行う団体（以下「防災活動団体」という。）に対し必要な支援を行うことができる。

(防災訓練等)

第12条 区長は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

2 区長は、職員に対し、災害対策に必要な研修を受けさせ、職員の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

3 区長は、防災活動団体が防災訓練等を実施する場合は、東京都、防災関係機関及び協力団体と連携を図り、必要な支援を行う等区民の災害対策活動に関する知識及び技術の向上に努めなければならない。

(助けあいネットワークの育成)

第13条 区長は、災害発生時に防災活動団体が効果的な活動を行うことのできる環境を整備するため、助けあいネットワーク（地域社会における区民相互の協力及び救援体制をいう。）の育成に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(特に配慮を要する者に対する施策等)

第14条 区長は、高齢者、障害者、外国人その他の災害発生時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する施策を推進するよう努めなければならない。

2 区民及び事業者は、災害発生時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、日頃から要配慮者と連携を図り、支援の方法等について必要な協力体制を確保するよう努めるものとする。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(帰宅困難者対策等)

第15条 区長は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）に基づき、東京都、近接の区市、事業者、防災関係機関、協力団体等と連携し、大規模な災害が発生した場合における帰宅困難者（事業所、教育機関、商業施設等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で、徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）及び駅前滞留者（特定の駅周辺に滞留する者をいう。）による混乱、事故の発生等を防止するため、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 区民は、大規模な災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急に連絡をすることを要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

3 事業者、教育機関及び保育その他の子育てを行うことを目的とする施設の設置者又は、管理者は、大規模な災害が発生したときは、その設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、従業員、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（災害応急体制の整備）

第16条 区長は、災害発生時における避難及び応急活動を円滑に行うため、次に掲げる事項について、国、東京都、防災関係機関、防災区民組織及び協力団体と連携し、あらかじめ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（1）救出用及び救助用の資材及び機器の整備に関すること。

（2）飲料水、食料その他避難生活に必要な資材及び機器の備蓄等に関すること。

（3）情報収集及び連絡体制の整備に関すること。

（4）緊急輸送に関すること。

（5）避難場所に関すること。

（6）道路上の障害物の除去に関すること。

（7）医療救護に関すること。

（8）ごみ、し尿及びがれきの処理に関すること。

（9）他の区市町村、協力団体及び事業者との相互協力に関すること。

（避難所の運営に係る協力体制）

第17条 区長は、避難所（災害により家屋の倒壊、焼失等の被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する施設をいう。以下同じ。）の運営に関し、あらかじめ避難所となる施設の責任者及び関係者、地域住民、防災区民組織、協力団体、防災関係機関、事業者等と連携を図り、災害発生時の避難所の運営に係る協力体制を構築するよう努めなければならない。

（災害発生時の応急活動等）

第18条 区長、区民及び事業者は、災害発生時において、区民の生命及び身体の安全を確保するため、相互に連携し、避難誘導、負傷者の救出及び救護、避難所の運営等の応急活動並びに復旧活動を行うよう努めなければならない。

（ボランティアへの支援）

第19条 区長は、関係団体と連携してボランティアの受入体制の確保を図るとともに、

災害発生時において、ボランティアによる被災者に対する支援活動の円滑な実施を確保するため、災害対応に必要な資材及び機器並びに活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成29年条例10号〕

(大規模災害の被災地への支援)

第20条 区長は、他の区市町村において大規模な災害が発生した場合、相互協力の理念に基づき、当該区市町村に対し、防災備蓄物資の提供その他必要な支援を行うことができる。

(復興対策)

第21条 区長は、区内で災害により重大な被害が発生したときは、区民生活の再建及び安定を図るため、国、東京都その他関係地方公共団体、防災関係機関及び協力団体と連携し、その復興に努めなければならない。

2 区長は、復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、区民生活の再建及び安定のための復興に係る総合的な方針を策定し、この方針に従って復興に関する事業を推進するものとする。

3 区長は、前項に規定する復興に関する事業を推進するために必要があると認めるときは、世田谷区災害復興本部を設置するものとする。

(市街地復興)

第22条 区長は、区内で災害により市街地が大規模な被害を受けたときは、その復興に際し、東京都その他関係地方公共団体と連携を図りつつ、速やかに世田谷区都市復興基本方針（区の市街地の復興に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）を策定し、これを区民及び事業者公表するとともに、同方針に基づき市街地の復興に関する事業（以下「市街地復興事業」という。）を推進し、その他必要な施策を実施しなければならない。

(復興対象地区の指定)

第23条 区長は、市街地復興事業を推進するため、次に掲げる地区の区分に応じ当該各号に掲げる整備等を行うことが必要な区域を復興対象地区として指定することができる。

(1) 重点復興地区 災害により、建築物等の集中的倒壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、市街地復興のための建築物等の更新

(災害に強いまちづくりを推進するために耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、改築、又は増築を行うことをいう。以下同じ。)及び都市基盤施設の整備(以下「都市基盤施設の整備等」という。)を緊急かつ重点的に行うことが必要な区域

(2) 復興促進地区 災害により、相当数の建築物等が倒壊し、又は焼失し、さらに、その区域内の一部の地域が建築物等の集中的破壊若しくは大規模な焼失又は都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な区域

(3) 復興誘導地区 災害により、建築物等が倒壊し、又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な区域

2 前項の規定による指定の基準は、規則で定める。

- 3 区長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。
(復興対象地区の指定の変更)
- 第24条 区長は、市街地復興事業の進行状況を考慮し、必要があると認めるときは、前条第1項の規定により指定された地区について、同項各号に掲げる地区の区分の変更をすることができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
(都市復興基本計画の策定)
- 第25条 区長は、東京都都市復興基本計画(東京都が定める市街地復興に関する基本的な計画をいう。)との整合を図り、世田谷区都市復興基本方針に基づき、世田谷区都市復興基本計画(市街地復興事業を推進するための計画をいう。以下同じ。)を速やかに策定し、これを区民及び事業者に公表するものとする。
- 2 区長は、世田谷区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
(市街地復興事業の推進)
- 第26条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、世田谷区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する事業をいう。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和44年法律第38号)第2条第1号に規定する事業をいう。)等の整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 区長は、復興誘導地区において、世田谷区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 区長は、市街地復興事業の推進に当たっては、区民及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、区長以外の者が市街地復興事業を行う場合において、その者に対し必要に応じ、世田谷区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。
(被災市街地復興推進地域)
- 第27条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築を制限する必要がある区域については、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定により、都市計画(都市計画法第4条第1項に規定する都市計画をいう。)に被災市街地復興推進地域を定めることができる。
(建築行為の届出)
- 第28条 復興対象地区(前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。)において、建築物等の建築(建築基準法第2条第13号に規定する建築をいう。以下同じ。)をしようとする建築主(同条第16号に規定する建築主をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる建築物等については、この限りでない。

- (1) 災害により必要な応急措置として建築するもので規則で定めるもの
 - (2) 国、地方公共団体等が災害復興事業として建築するもの
 - (3) 都市計画事業（都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。）として建築するもの又はこれに準ずる行為として規則で定めるもの
 - (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物等（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第8号に規定する階数をいう。）が2以下であり、かつ、地階（同令第1条第2号に規定する地階をいう。）を有しないものであること。
 - イ 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に市街地復興事業の推進に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定は、第23条第1項の規定による復興対象地区の指定の日から起算して2年を経過する日までに建築物等の建築をしようとする建築主に適用する。
- （復興に係る情報の提供及び協議）
- 第29条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを推進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。
- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりを推進するための協議を行うことができる。
- （委任）
- 第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月7日条例第10号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

世田谷区災害対策条例施行規則

平成18年3月31日規則第59号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区災害対策条例（平成18年3月世田谷区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める工作物は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物とする。

(復興地区区分指定基準)

第3条 条例第23条第2項に規定する規則で定める復興対象地区に係る指定の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、東京都防災都市づくり推進計画（東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第13条第1項に規定する計画をいう。）の整備計画における整備地域内に復興促進地区（基盤整備済み地区であって、中被害地区であるものを除く。）が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区とすることができる。

(1) 東京都都市計画区域マスタープラン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の規定により東京都が定めた方針をいう。）に則した計画がある区域

(2) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条の3第1項の規定に基づき定められた都市再開発の方針における再開発促進地区

(3) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域

(4) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成4年東京都条例第109号）第6条第1項に規定する計画をいう。）における重点供給地区

(5) 世田谷区都市整備方針に則した計画がある地区

(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めた地区

(建築行為の届出)

第4条 条例第28条第1項に規定する建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認の申請をしようとする日の30日前までに、建築行為届出書（建築物・工作物）（様式）により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

重点復興地区	基盤未整備地区であって、大被害地区であるもの
復興促進地区	基盤未整備地区であって、中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって、大被害地区又は中被害地区であるもの
復興誘導地区	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって、小被害地区であるもの

備考

- 1 「基盤未整備地区」とは、2に規定する基盤整備済み地区に該当しない区域をいう。
- 2 「基盤整備済み地区」とは、区長が基盤の整備済みと認めた区域をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（一の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋、全焼家屋及び半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合の百分比をいう。以下同じ。）がおおむね80パーセント以上である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。
- 4 「中被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント以上80パーセント未満である街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。
- 5 「小被害地区」とは、被害度がおおむね50パーセント未満の部分的な被害が見られる街区が連なり、かつ、当該面積がおおむね1ヘクタール以上である区域をいう。

（略様式）

世田谷区防災会議条例

昭和38年7月2日条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき世田谷区防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 世田谷区地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正〔平成24年条例40号〕

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもって組織する。

- 2 会長は、区長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 東京都知事の部内の職員のうちから区長が任命する者
- (2) 警視庁の警察官のうちから区長が任命する者
- (3) 東京消防庁の消防吏員のうちから区長が任命する者
- (4) 消防団長で区長が任命する者
- (5) 指定地方行政機関の職員のうちから区長が任命する者
- (6) 陸上自衛隊の隊員のうちから区長が任命する者
- (7) 区長がその部内の職員のうちから指名する者
- (8) 区の教育委員会教育長
- (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから区長が任命する者
- (10) 区内の公共的団体の役員又は職員のうちから区長が任命する者
- (11) 区議会議員のうちから区長が任命する者
- (12) 世田谷区区民防災会議の委員のうちから区長が任命する者
- (13) 区民のうちから区長が任命する者
- (14) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のうちから区長が任命する者

6 前項の委員の総数は、80人以内とする。

7 第5項第10号から第14号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の

任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和46年条例9号・47年9号・49年18号・平成12年36号・19年47号・24年40号〕

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、前条第5項に掲げる機関の役員又は職員、東京都の職員、区の職員及び学識経験者のうちから、区長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年条例36号〕

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(略)

附 則 (平成24年10月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、世田谷区防災会議条例（昭和38年7月世田谷区条例第12号）第6条の規定に基づき、世田谷区防災会議（以下「会議」という。）の議事その他の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項および理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議を招集するときは、会議の日時、場所および議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。

4 前項の通知を受ける委員が事故のため出席できないときは代理を出席させることができる。

(議事手続)

第3条 会議の議事は、会長が主宰する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で、これを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第4条 会長は、議事録を作成しておかななければならない。

2 議事録には、つぎの事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席した委員の職名および氏名
- (3) 議事の件名および概要ならびに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

(委任)

第5条 会議は、その所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第6条 専門委員は、調査の結果を報告するため会議に出席することができる。

(事務担当者)

第7条 会議には、委員のほか事務担当者を出席させることができる。

(部会)

第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、昭和38年8月22日から施行する。

世田谷区災害対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 災害時における区、区内の警察署、消防署及び自衛隊の機関、(以下「防災関係機関」という。)の緊密な連携を確保し、情報の共有化を図り、緊急事態への対応などについて協議を行うことを目的として、世田谷区災害対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 災害時の協力に関すること。
- (2) 災害時の役割分担に関すること。
- (3) 前各号のほか、災害時の防災関係機関の連携等に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(運営)

第 4 条 区長は、協議会を招集し、会議を主催する。

- 2 区長に事故があるときは、副区長がその職務を代行する。
- 3 委員が出席することができないときは、代理者が出席することができる。
- 4 区長は、必要があると認めるときは、関係者を出席させることができる。
- 5 区長は、必要があると認めるときは、事務局会議を設けることができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、危機管理部災害対策課において処理する。

(略)

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

自衛隊中央病院長	成城警察署長	世田谷総合支所長
陸上自衛隊衛生学校長	世田谷消防署長	北沢総合支所長
陸上自衛隊関東補給処用賀支処長	玉川消防署長	玉川総合支所長
陸上自衛隊第 1 普通科連隊重迫撃砲中隊長	成城消防署長	砧総合支所長
世田谷警察署長	日本赤十字社東京都支部事務局長	烏山総合支所長
北沢警察署長	区長	危機管理部長
玉川警察署長	副区長	

災害対策基本法（抜粋）

昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号

（目的）

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港

務局」という。) 、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。

七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

九 防災業務計画 指定行政機関の長(当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。) 又は指定公共機関(指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関) が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(基本理念)

第二条の二 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。

二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織(住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。) その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。

三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。

五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。

六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果

たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのつとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのつとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのつとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
- 二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
- 三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
- 四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
- 五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 六 災害の予報及び警報の改善に関する事項
- 七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号 の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
- 八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

- 九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
- 十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
- 十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
- 十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
- 十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項
（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある

る場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員(以下「都道府県知事等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。)に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員(以下「市町村長等」という。)は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関(その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。)に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請し

ようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員(指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(次条において「特定地方公共機関」という。))の職員に限る。)の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第四項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発

令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第四十二条の二 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。

3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。

4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。

5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（市町村相互間地域防災計画）

第四十四条 市町村防災会議の協議会は、防災基本計画に基づき、当該地域に係る市町村相互間地域防災計画を作成し、及び毎年市町村相互間地域防災計画に検討を加え、

必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村相互間地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第四十五条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(災害予防及びその実施責任)

第四十六条 災害予防は、次の各号に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

- 一 防災に関する組織の整備に関する事項
- 二 防災に関する教育及び訓練に関する事項
- 三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項
- 四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- 五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の

執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

（防災訓練義務）

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

- 2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

- 3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

- 4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

（円滑な相互応援の実施のために必要な措置）

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置）

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかななければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特

定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を制御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を制御又は拡大の防止のための措置に関する事項

- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下「災害応急対策責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県(都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たつては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)

第五十七条 前二条の規定による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要するものである場合において、その通信のため特別の必要があるときは、都道府県知事又は市町村長は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、政令で定めるところにより、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)第三条第四項第四号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくはインターネットを利用した情報の提供に関する事業活動であつて政令で定めるものを行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めることができる。

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員(当該市町村の職員である者を除く。)、警察官若しくは

は海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項又は第三項の場合において、市町村長が同条第一項に規定する

避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができ
ないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、
必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全
確保措置を指示することができる。

- 2 前条第二項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退
きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第一項の規定により避難のための立退き又は屋内での待
避等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければ
ならない。
- 4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。
(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しよ
うとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救
助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以
下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管
理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域
に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定め
るところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措
置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。
(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命
又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、
警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入り
を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長
の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつた
ときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことが
できる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官
又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができ
る者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八
十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官
(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準
用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を
命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合
について準用する。
(応急公用負担等)

第六十四条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しよ

- うとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。
- 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下この条において「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、市町村長は、当該工作物等を保管しなければならない。
 - 3 市町村長は、前項後段の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下この条において「占有者等」という。）に対し当該工作物等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を公示しなければならない。
 - 4 市町村長は、第二項後段の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
 - 5 前三項に規定する工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者等の負担とし、その費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
 - 6 第三項に規定する公示の日から起算して六月を経過してもなお第二項後段の規定により保管した工作物等（第四項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、当該市町村長の統轄する市町村に帰属する。
 - 7 前条第二項の規定は、第一項及び第二項前段の場合について準用する。
 - 8 第一項及び第二項前段の規定は、市町村長その他第一項又は第二項前段に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第一項又は第二項前段に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
 - 9 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第七項において準用する前条第二項又は前項において準用する第二項前段の規定により工作物等を除去したときは、当該工作物等を当該工作物等が設置されていた場所を管轄する警察署長等又は内閣府令で定める自衛隊法第八条に規定する部隊等の長（以下この条において「自衛隊の部隊等の長」という。）に差し出さなければならない。この場合において、警察署長等又は自衛隊の部隊等の長は、当該工作物等を保管しなければならない。
 - 10 前項の規定により警察署長等又は自衛隊の部隊等の長が行う工作物等の保管については、第三項から第六項までの規定の例によるものとする。ただし、第三項の規

定の例により公示した日から起算して六月を経過してもなお返還することができない工作物等の所有権は、警察署長が保管する工作物等にあつては当該警察署の属する都道府県に、政令で定める管区海上保安本部の事務所の長又は自衛隊の部隊等の長が保管する工作物等にあつては国に、それぞれ帰属するものとする。

第六十五条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第六十三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第六十八条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第八十三条第一項の規定による要請(次項において「要請」という。)をしよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前二項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知

しなければならない。

(内閣総理大臣による応援の要求等)

第七十四条の三 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第七十二条第一項の規定による指示又は同条第二項、第七十四条第一項若しくは前条第一項の規定による要求のみによつては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対し当該災害が発生した都道府県の知事（以下この条において「災害発生都道府県知事」という。）又は災害発生市町村長を応援することを求めるよう求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要求があつた場合において、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。

3 内閣総理大臣は、災害が発生した場合であつて、災害発生都道府県知事及び災害発生市町村長の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認める場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、第一項の規定による要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要求を待たないで、当該災害発生都道府県知事以外の都道府県知事に対し、当該災害発生都道府県知事又は当該災害発生市町村長を応援することを求めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該災害発生都道府県知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

(災害時における交通の規制等)

第七十六条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第四項及び第七十六条の三第一項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

(災害時における車両の移動等)

第七十六条の六 第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路におけ

る車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第三項第三号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第一項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

一 第一項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

二 道路管理者等が、第一項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

三 道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第一項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

（損失補償等）

第八十二条 国又は地方公共団体（港務局を含む。）は、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）、同条第七項において同条第一項の場合について準用する第六十三条第二項、第七十一条、第七十六条の三第二項後段（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十六条の六第三項後段若しくは第四項又は第七十八条第一項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（応急措置の業務に従事した者に対する損害補償）

第八十四条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第六十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は同条第二項において準用する第六十三条第二項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

（災害復旧の実施責任）

第八十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を

実施しなければならない。

(災害予防等に要する費用の負担)

第九十一条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の四の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員(以下この条において「地方公共団体の長等」という。)の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十四条 災害応急対策に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(災害復旧事業費等に対する国の負担及び補助)

第九十六条 災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業に要する費用は、別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内において、国がその全部又は一部を負担し、又は補助することができる。

(激甚災害の応急措置及び災害復旧に関する経費の負担区分等)

第九十七条 政府は、著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生したときは、別に法律で定めるところにより、応急措置及び災害復旧が迅速かつ適切に行なわれるよう措置するとともに、激甚災害を受けた地方公共団体等の経費の負担の適正を図るため、又は被災者の災害復興の意欲を振作するため、必要な施策を講ずるものとする。

(特別区についてのこの法律の適用)

第一百条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。〔昭和三七年七月政令二八七号により、昭和三七・七・一〇から施行〕

(略)

附 則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条、第三条、第七条、第十条及び第十五条の規定並びに次条並びに附則第四条第一項及び第二項、第六条から第十条まで、第四十二条（東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第二項及び第三項の改正規定に限る。）、第四十四条並びに第四十六条の規定 公布の日

災害対策基本法施行令（抜粋）

昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号

（職員の派遣の要請手続）

第十五条 都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）又は市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関（同条第一項に規定する指定公共機関をいう。以下この章において同じ。）の職員の派遣を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 一 派遣を要請する理由
- 二 派遣を要請する職員の職種別人員数
- 三 派遣を必要とする期間
- 四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（職員の派遣のあつせんの要求手続）

第十六条 都道府県知事等又は市町村長等は、法第三十条第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣又は都道府県知事に対し職員の派遣についてあつせんを求めようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもつてこれをしなければならない。

- 一 派遣のあつせんを求める理由
- 二 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- 三 派遣を必要とする期間
- 四 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- 五 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

（派遣職員の給与等）

第十八条 派遣職員は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十二条第一項の通勤手当、同法第十二条の二第一項及び第三項の単身赴任手当、同法第十三条第一項の特殊勤務手当、同法第十六条第一項の超過勤務手当、同法第十七条の休日給、同法第十八条の夜勤手当、同法第十九条の二第一項及び第二項の宿日直手当、同法第十九条の三第一項の管理職員特別勤務手当並びに国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律百十四号）第三条第一項の旅費又は国若しくは指定公共機関の職員に対して支給されるべきこれらに相当するものの支給を受けることができない。

8 国又は指定公共機関が派遣職員に対して支給した一般職の職員の給与に関する法律第五条第一項の俸給、同法第十条の二第一項の俸給の特別調整額、同法第十条の三第一項の本府省業務調整手当、同法第十条の四第一項及び第二項の初任給調整手当、同法第十条の五第一項の専門スタッフ職調整手当、同法第十一条第一項の扶養手当、同法第十一条の三から第十一条の七までの地域手当、同法第十一条の八第

一項及び第三項の広域異動手当、同法第十一条の九第一項の研究員調整手当、同法第十一条の十第一項の住居手当、同法第十三条の二第一項の特地勤務手当、同法第十四条第一項及び第二項の特地勤務手当に準ずる手当、同法第十九条の四第一項の期末手当並びに同法第十九条の七第一項の勤勉手当の支給額、国家公務員の寒冷地手当に関する法律第一条の寒冷地手当の支給額並びに国家公務員災害補償法第九条各号に規定する公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの並びに国又は指定公共機関が負担した国家公務員共済組合法第九十九条第二項第一号から第三号までに規定する負担金及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項の保険料のうち派遣職員に係る額については、派遣を受けた都道府県又は市町村がこれを負担するものとする。

（防災訓練のための交通の禁止又は制限の手続）

第二十条の二 都道府県公安委員会（以下この条、第三十二条、第三十三条及び第三十三条の二において「公安委員会」という。）は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等（区域又は道路の区間をいう。第四項及び第三十二条において同じ。）及び期間を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 前項の規定による交通の禁止又は制限を行う場合において、必要があると認めるときは、公安委員会は、適当な回り道を明示して一般の交通に支障のないようにしなければならない。
- 3 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ当該道路の管理者の意見を聴かななければならない。
- 4 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、あらかじめ関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等及び期間を通知しなければならない。
- 5 公安委員会は、法第四十八条第二項の規定により歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限しようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめその禁止又は制限に関する広報を行わなければならない。

（被害状況等の報告）

第二十一条 法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度

五 災害に対しとられた措置

六 その他必要な事項

(通信設備の優先利用等)

第二十二條 都道府県知事又は市町村長は、法第五十七條（法第六十一條の三において準用する場合を含む。次條において同じ。）の規定により電気通信設備を優先的に利用し、若しくは有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は基幹放送事業者に放送を行うことを求め、若しくは次條に規定する事業活動を行う者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを求めるときは、あらかじめ電気通信役務を提供する者、有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第三條第四項第四号に掲げる者、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二條第二十三号に規定する基幹放送事業者又は次條に規定する事業活動を行う者と協議して定めた手続により、これを行わなければならない。

(応急公用負担の手続)

第二十四條 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは自衛隊法第八十三條第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八條に規定する部隊等の自衛官は、法第六十四條第一項（同條第八項において準用する場合を含む。）又は同條第七項において準用する法第六十三條第二項の規定により他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用したときは、速やかに、当該土地、建物その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下この條において「土地建物等」という。）の占有者、所有者その他当該土地建物等について権原を有する者（以下この條において「占有者等」という。）に対し、当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日その他必要な事項（以下この條において「名称又は種類等」という。）を通知しなければならない。この場合において、当該土地建物等の占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、当該土地建物等の名称又は種類等を、当該市町村の事務所又は当該土地建物等の所在した場所を管轄する警察署若しくは管区海上保安本部の事務所で内閣府令で定めるもの若しくは当該土地建物等の所在した場所の直近にある自衛隊法第八條に規定する部隊等の長（内閣府令で定める者に限る。）の勤務官署に掲示しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第二十五條 法第六十四條第三項の政令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保管した工作物又は物件（以下この條から第二十七條まで及び第三十條において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- 二 保管した工作物等の所在した場所及びその工作物等を除去した日時
- 三 その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- 四 前各号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第二十六條 法第六十四條第三項の規定による公示は、次の各号に掲げる方法により行なわなければならない。

- 一 前條各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間、当該市町村の

事務所に掲示すること。

二 前号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の占有者、所有者その他その工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市町村の公報又は新聞紙に掲載すること。

2 市町村長は、前項に規定する方法による公示を行なうとともに、保管工作物等一覧簿を当該市町村の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(災害時における交通の規制の手続等)

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。

3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十二条の二 法第七十六条第一項の政令で定める車両は、次に掲げるもの（第二号に掲げる車両にあつては、次条第三項の規定により当該車両についての同条第一項の確認に係る標章が掲示されているものに限る。）とする。

一 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項の緊急自動車

二 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（前号に該当するものを除く。）

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用者の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。

3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。

4 大規模地震対策特別措置法（昭和三十五年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和三十五年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同

条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

(実費弁償の基準)

第三十五条 法第八十二条第二項の政令で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第十条第一号から第四号までに掲げる医師その他の者(以下この条において「医師等」という。)に対しては、応急措置の業務(以下この条において「業務」という。)に従事した時間に応じ、手当を支給するものとする。
- 二 前号の手当の支給額は、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものの給与を考慮して定めるものとする。
- 三 医師等が、一日につき八時間を超えて業務に従事したときは、第一号の規定にかかわらず、その八時間を超える時間につき割増手当を、業務に従事するため一時その住所又は居所を離れて旅行するときは、旅費を、それぞれ支給するものとする。
- 四 前号の割増手当又は旅費の支給額は、第一号の手当の支給額を基礎とし、当該業務に係る従事命令を発した都道府県知事の統轄する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した医師等に相当するものに支給される時間外勤務手当又は旅費の算定の例に準じて算定するものとする。
- 五 災害救助法施行令第四条第五号から第十号までに掲げる業者及びその従業者に対する実費弁償は、当該業務に従事するため通常要する費用を当該業者に支給して行うものとする。

(損害補償の基準)

第三十六条 法第八十四条第一項に規定する損害補償の基準は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号)中消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二十五条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第三十六条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第二十九条第五項(同法第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定により消防作業に従事した者、同法第三十五条の十第一項の規定により救急業務に協力した者又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第二十四条の規定により水防に従事した者に係る損害補償の規定の定めるとおりとする。

- 2 法第八十四条第二項に規定する損害補償の基準は、災害救助法施行令中扶助金に係る規定の定めるとおりとする。

附 則〔昭和三七年八月二五日政令第三三七号〕

この政令は、公布の日から施行する。

(略)

附 則〔平成二八年五月二〇日政令第二二五号〕抄

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

東京都帰宅困難者対策条例

平成24年3月30日条例第17号

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、大規模な地震その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生したことに伴い、公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い場合において、多数の帰宅困難者（事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。）が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するために、東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。以下同じ。）の責務を明らかにし、帰宅困難者対策の推進に必要な体制を確立するとともに、施策の基本的事項を定めることにより、帰宅困難者対策を総合的かつ計画的に推進し、もって都民の生命、身体及び財産の保護並びに首都機能の迅速な回復を図ることを目的とする。

(知事の責務)

第二条 知事は、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時における帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を防止するため、帰宅困難者対策について実施計画を策定し、総合的に推進しなければならない。

2 知事は、大規模災害の発生により、多数の帰宅困難者が生じ、又は生じるおそれがあると認める場合並びに帰宅困難者による混乱及び事故の発生等の危険性が回避され、安全に帰宅することができると認める場合は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前二項に規定する帰宅困難者対策を実施するに当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時に援護を要する者に対して、特に配慮しなければならない。

(都民の責務)

第三条 都民は、大規模災害の発生に備えて、あらかじめ、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うよう努めなければならない。

2 都民は、大規模災害の発生時に自らの安全を確保するため、むやみに移動しないよう努めるとともに、都、区市町村、事業者その他関係機関が行う帰宅困難者対策に協力し、かつ、自発的な防災活動を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その社会的責任を認識して、従業者の安全並びに管理する施設及び設備の安全性の確保に努めるとともに、大規模災害の発生時において、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、帰宅困難者対策に取り組むよう

努めなければならない。

- 2 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保、待機し、又は避難する場所の確認、徒歩による帰宅経路の確認その他必要な準備を行うことを従業者へ周知するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、管理する施設の周辺において多数の帰宅困難者が生じることによる混乱及び事故の発生等を防止するため、都、区市町村、他の事業者その他関係機関及び当該施設の周辺地域における住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 4 事業者は、あらかじめ、大規模災害の発生時における従業者の施設内での待機に係る方針、安全に帰宅させるための方針等について、東京都震災対策条例（平成十二年東京都条例第二百二号）第十条に規定する事業所防災計画その他の事業者が防災のために作成する計画において明らかにし、当該計画を従業者へ周知するとともに、定期的に内容の確認及び改善に努めなければならない。

（帰宅困難者対策実施状況の報告）

第五条 知事は、帰宅困難者対策の実施状況を確認するため、事業者等（前条及び次章から第五章までの規定に係る帰宅困難者対策を実施する者をいう。以下同じ。）に報告を求めることができる。

（事業者等に対する支援）

第六条 知事は、必要があると認めるときは、事業者等に対して支援を行うものとする。

第二章 一斉帰宅抑制に係る施策の推進

（従業者の一斉帰宅抑制）

第七条 事業者は、大規模災害の発生時において、管理する事業所その他の施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、従業者に対する当該施設内での待機の指示その他の必要な措置を講じることにより、従業者が一斉に帰宅することの抑制に努めなければならない。

- 2 事業者は、前項に規定する従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定めるところにより、従業者の三日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

（公共交通事業者等による利用者の保護）

第八条 鉄道事業者その他公共交通事業者は、公共交通機関の運行の停止により管理する施設内において多数の帰宅困難者が生じた場合は、管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者その他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他公共交通機関の利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 百貨店、展示場、遊技場等の集客施設に係る設置者又は管理者は、設置し、又は管理する施設内で多数の帰宅困難者が生じた場合は、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状況を確認の上、都、区市町村、他の事業者そ

の他関係機関と連携し、当該施設内での待機に係る案内、安全な場所への誘導その他施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 前二項に規定する施設以外の施設に係る設置者又は管理者は、前二項の規定に準じて、施設利用者の保護のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(学校等における生徒等の安全確保)

第九条 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下この条において「法」という。))第一条に規定する学校をいう。)、専修学校(法第二百二十四条に規定する専修学校をいう。))及び各種学校(法第一百三十四条に規定する各種学校をいう。))並びに保育所その他の子育て支援を行うことを目的とする施設の設置者又は管理者は、大規模災害の発生時に、設置し、又は管理する施設及び設備の安全性並びに周辺の状態を確認の上、幼児、児童、生徒等に対し、当該施設内での待機の指示その他安全確保のために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第三章 安否確認及び情報提供

(安否確認及び情報提供のための体制整備)

第十条 知事は、大規模災害の発生時において安否情報の確認及び災害関連情報その他の情報(以下「災害関連情報等」という。))の提供を行うため、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するために必要な体制を確立しなければならない。

(安否確認手段の周知等)

第十一条 知事は、大規模災害の発生時において都民及び事業者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供を行わなければならない。

- 2 事業者等は、大規模災害の発生時において従業者、利用者等に対して安否情報の確認手段の周知及び災害関連情報等の提供に努めなければならない。

第四章 一時滞在施設の確保

(一時滞在施設の確保等)

第十二条 知事は、都が所有し、又は管理する施設の中から、大規模災害の発生時に帰宅困難者を一時的に受け入れる施設(以下この条において「一時滞在施設」という。))を指定し、都民及び事業者等に周知しなければならない。

- 2 知事は、一時滞在施設の確保に向け、都が所有し、又は管理する施設以外の公共施設又は民間施設に関し、国、区市町村及び事業者に協力を求め、帰宅困難者を受け入れる体制を整備しなければならない。
- 3 知事は、区市町村、事業者その他関係機関と連携し、大規模災害の発生時において帰宅困難者の一時滞在施設への円滑な受入れのために必要な措置を講じなければならない。

第五章 帰宅支援

(帰宅支援)

第十三条 知事は、区市町村、事業者その他関係機関との連携及び協力の下に、大規模災害の発生時における公共交通機関の運行の停止に係る代替の交通手段及び輸送手段並びに災害時帰宅支援ステーション(徒歩により帰宅する者に飲料水、便所、災害関連情報等の提供等を行う店舗等をいう。)を確保するとともに、災害関連情報等の提供その他必要な措置を講じることにより、帰宅する者の安全かつ円滑な帰宅を支援しなければならない。

第六章 雑則

(委任)

第十四条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

災害救助法（抜粋）

昭和二十二年十月十八日号外法律第百十八号

（目的）

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ）町村（以下「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

（救助実施市の長による救助の実施）

第二条の二 救助実施市（その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。）の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。
- 3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（都道府県知事による連絡調整）

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等（生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。）を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

(都道府県知事等の努力義務)

第三条 都道府県知事又は救助実施しの長（以下「都道府県知事等」という。）は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第四条 救助の種類は、次のとおりとする。

- 一 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 四 医療及び助産
- 五 被災者の救出
- 六 被災した住宅の応急修理
- 七 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 八 学用品の給与
- 九 埋葬
- 十 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。

3 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(従事命令)

第七条 都道府県知事等は、救助を行うため、特に必要があると認めるときは、医療、土木建築工事又は輸送関係者を、第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めるときは、医療又は土木建築工事関係者を、救助に関する業務に従事させることができる。

2 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、都道府県知事等が第十四条の規定に基づく内閣総理大臣の指示を実施するため、必要があると認めて要求したときは、輸送関係者を救助に関する業務に従事させることができる。

3 前二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲は、政令で定める。

4 第五条第二項の規定は、第一項及び第二項の場合に準用する。

5 第一項又は第二項の規定により救助に従事させる場合においては、その実費を弁償しなければならない。

(協力命令)

第八条 都道府県知事等は、救助を要する者及びその近隣の者を救助に関する業務に協力させることができる。

(事務処理の特例)

第十三条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、災害発生市町村の長は、都道府

県知事が行う救助を補助するものとする。

(費用の支弁区分)

第十八条 第四条の規定による救助に要する費用(救助の事務を行うのに必要な費用を含む。)は、救助を行った都道府県知事等の統括する都道府県等の行われた地の都道府県が、これを支弁する。

附 則

① この法律は、昭和二十二年十月二十日から、これを施行する。

(略)

附 則 (平成三〇年六月一五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

災害救助法施行令（抜粋）

昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号

（災害の程度）

第一条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）第二条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の種類）

第二条 法第四条第一項第十号に規定する救助の種類は、次のとおりとする。

一 死体の搜索及び処理

二 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（救助の程度、方法及び期間）

第三条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事又は救助実施市の長（以下「都道府県知事等」という。）が、これを定める。

2 前項の内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（医療、土木建築工事及び輸送関係者の範囲）

第四条 法第七条第一項及び第二項に規定する医療、土木建築工事及び輸送関係者の範

囲は、次のとおりとする。

- 一 医師、歯科医師又は薬剤師
 - 二 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士
 - 三 土木技術者又は建築技術者
 - 四 大工、左官又はとび職
 - 五 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
 - 六 鉄道事業者及びその従業者
 - 七 軌道経営者及びその従業者
 - 八 自動車運送事業者及びその従業者
 - 九 船舶運送業者及びその従業者
 - 十 港湾運送業者及びその従業者
- (実費弁償)

第五条 法第七条第五項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。(後略)
(略)

附 則 (平成三〇年一二月二八日政令第三五九号) 抄
(施行期日)

- 1 この政令は、平成三〇一年四月一日から施行する。

別表第一 (第一条関係)

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	三〇
五, 〇〇〇人以上一五, 〇〇〇人未満	四〇
一五, 〇〇〇人以上三〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇, 〇〇〇人以上五〇, 〇〇〇人未満	六〇
五〇, 〇〇〇人以上一〇〇, 〇〇〇人未満	八〇
一〇〇, 〇〇〇人以上三〇〇, 〇〇〇人未満	一〇〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	一五〇

別表第二 (第一条関係)

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	一, 五〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	二, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	二, 五〇〇

別表第三（第一条関係）

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
五, 〇〇〇人未満	一五
五, 〇〇〇人以上一五, 〇〇〇人未満	二〇
一五, 〇〇〇人以上三〇, 〇〇〇人未満	二五
三〇, 〇〇〇人以上五〇, 〇〇〇人未満	三〇
五〇, 〇〇〇人以上一〇〇, 〇〇〇人未満	四〇
一〇〇, 〇〇〇人以上三〇〇, 〇〇〇人未満	五〇
三〇〇, 〇〇〇人以上	七五

別表第四（第一条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
一, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	五, 〇〇〇
一, 〇〇〇, 〇〇〇人以上二, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	七, 〇〇〇
二, 〇〇〇, 〇〇〇人以上三, 〇〇〇, 〇〇〇人未満	九, 〇〇〇
三, 〇〇〇, 〇〇〇人以上	一二, 〇〇〇

災害救助法施行細則（抜粋）

昭和三八年一〇月五日東京都規則第一三六号

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第百二十五号。以下「令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和二十二年総理庁、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第一号。以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救助の程度、方法及び期間）

第二条 令第三条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

（実費弁償の程度）

第六条 法第七条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第二のとおりとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

（略）

附 則(令和二年規則第九一号)抄

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の災害救助法施行細則別表一被災した住宅の応急修理の項の規定は令和元年八月二十八日から、同表（被災した住宅の応急修理の項を除く。）の規定は同年十月一日から適用する。

別表、様式 略

※ 別表に定める救助の程度、方法及び期間、実費弁償の程度は、次頁以降を参照のこと。

激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

昭和三十七年九月六日法律第五十号

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚（じん）である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚（じん）災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚（じん）災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚（じん）災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和三十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

四 公営住宅法（昭和三十六年法律第九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五 生活保護法（昭和三十五年法律第四百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六 児童福祉法（昭和三十二年法律第六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

六の三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第十五条の規定により設置さ

れた養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

- 七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業
 - 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
 - 九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
 - 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
 - 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
 - 十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業
 - 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫（れき）、岩石、樹木等（以下「堆（たい）積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）
 - 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆（たい）積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）
 - 十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛（たん）水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの
- 2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚（じん）災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

- 一 激甚（じん）災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十

- 二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五
 - 三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十
 - 四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十
 - 五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十
 - 六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十
- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。
 - 3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。
 - 4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。
 - 5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。
 - 6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 その他の特別の財政援助及び助成
(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第十六条 国は、激甚（じん）災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

- 2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校（学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

第十八条 削除

（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）

第十九条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行った感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十七条の支弁については、同法第五十九条中「三分の二」とあるのは「全額」と、同法第六十一条第三項中「二分の一」とあるのは「三分の二」と読み替えて、それぞれ同法第五十九条又は第六十一条第三項の規定を適用する。

（母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例）

第二十条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

- 2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。
- 3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。
- 4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰り入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。）」とする。
- 5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十六条第二項並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「同条第二項及び第四項」とあるのは「同条第二項及び第四項並びに激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二条第二項に規定する水防管理団体が水

防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

(罹(り) 災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)

第二十二條 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等(公営住宅法第二条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。)をする場合には、同法第八条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(同法第七条第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。)の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項及び第四項の規定を準用する。

第二十三條 削除

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第二十四條 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校の施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校の施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの(公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による国の負担のないものに限る。)の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(発行について地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。)に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この項において「被災市町村」という。)が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内)で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)

第二十五條 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者(同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者、同法第三十八条第一項に規定する短期雇

用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者（第五項及び第七項において「高年齢被保険者等」という。）を除く。）が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日（以下この条において「指定期日」という。）までの間に限る。

- 2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。
- 3 前項の確認があつた場合における雇用保険法（第七条を除く。）の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第十三条第二項中「該当する者（）」とあるのは「該当する者又は激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（いずれも）」と、同法第二十三条第二項中「受給資格者（）」とあるのは「受給資格者又は激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者で第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。
- 4 第一項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第十条の三、第十五条、第二十一条、第三十条及び第三十一条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 5 第一項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される同法第十七条第四項第二号二中「三十歳未満」とあるのは「三十歳未満又は六十五歳以上」と、同法第二十二条第二項第一号中「四十五歳以上六十五歳未満」とあるのは「四十五歳以上」と、同法第二十三条第一項第一号中「六十歳以上六十五歳未満」とあるのは「六十歳以上」とする。
- 6 第二項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至つた者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。
- 7 第五項の規定により高年齢被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第三章の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 8 第二項の確認に関する処分については、雇用保険法第六章及び第八十一条の規定を準用する。

被災者生活再建支援法（抜粋）

平成十年五月二十二日法律第六十六号

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
 - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
 - ロ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯
 - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
 - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

2 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第五項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。

- 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
- 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

- 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあっては、五十万円）に当該各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であって政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、前三項の規定を準用する。この場合において、第二項及び第三項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千円」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、前項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、〔後略〕

〔平成一〇年十一月政令三六〇号により、平成一〇・一一・六から施行〕

（略）

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

被災者生活再建支援法施行令（抜粋）

平成十年十一月五日政令第三百六十一号

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口（地方自治法第二百五十四条に規定する人口をいう。次号及び第六号において同じ。）十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 六 第三号又は第四号に規定する都道府県が二以上ある場合における市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により五（人口五万未満の市町村にあっては、二）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

（構造耐力上主要な部分）

第二条 法第二条第二号ニの政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成十年十一月六日）から施行する。〔後略〕

（略）

附 則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）

（施行期日）

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

水防法（抜粋）

昭和二十四年六月四日号外法律第九十三号

（目的）

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

（市町村の水防責任）

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（公務災害補償）

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、

当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都道府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配

慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第十五条の四において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。) 当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員)

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者(第十五条の十一において「住民等」という。)に周知させるため、これらの事項(次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。)を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすること

ができる。

- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（水防警報）

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしな

なければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは取用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日〔昭和二四年八月三日〕から施行する。（後略）

(略)

附 則〔平成二九年五月一九日法律第三一号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成二九年六月政令一五七号により、平成二九・六・一九から施行〕

(後略)

水防法施行規則（抜粋）

平成十二年十一月二十一日建設省令第四十四号

（洪水浸水想定区域の指定）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十四条第一項に規定する洪水浸水想定区域（以下単に「洪水浸水想定区域」という。）の指定は、同項に規定する想定最大規模降雨（以下単に「想定最大規模降雨」という。）によって堤防その他の施設（以下「堤防等」という。）の決壊又は溢（いつ）流が想定される地点を相当数選定して行うものとする。

2 洪水浸水想定区域の指定に当たっては、堤防等の構造及び管理の状況を勘案するものとする。

3 第一項の規定により選定する地点には、当該地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域につき、当該区域が相当規模となるもの又は浸水した場合に想定される水深が相当な深さとなるものが含まれなければならない。

4 第一項の規定により選定された地点における堤防等の決壊又は溢流により浸水が想定される区域が重複するときは、当該区域の全部をあわせた区域を一の区域とするものとする。

5 前項の場合において、重複する区域において想定される水深が第一項の規定により選定された地点により異なるときは、最大のものを想定される水深とする。

6 洪水浸水想定区域の指定は、想定最大規模降雨により、地上部分の浸水は想定されない地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。以下同じ。）であって、当該地下街等と連続する施設から浸水するものの存する区域を含めて行うことができる。

（洪水浸水想定区域の指定の際の明示事項）

第二条 法第十四条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の区域

二 浸水した場合に想定される水深

三 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（長時間にわたり浸水するおそれのある場合に限る。以下「浸水継続時間」という。）

四 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の二第二号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨（第三条第二項において「計画降雨」という。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

（洪水浸水想定区域等の公表）

第三条 法第十四条第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、国土交通大臣にあっては官報により、都道府県知事にある場合は当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を関係地方整備局若しくは北海道開発局又は都道府県知事の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、洪水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であること（前条第四号に掲げる事項を表示した図面にあっては、当該図面の前提となる降雨が計画降雨であること）を明示しなければならない。

（雨水出水浸水想定区域の指定）

第四条 法第十四条の二第一項に規定する雨水出水浸水想定区域（以下単に「雨水出水浸

水想定区域」という。)の指定は、下水道から河川その他の公共の水域又は海域(以下この項において「河川等」という。)に雨水を放流する地点における当該河川等の水位の見込み、下水道の配置及び構造の状況等を勘案して行うものとする。

2 第一条第六項の規定は、雨水出水浸水想定区域の指定について準用する。

(雨水出水浸水想定区域の指定の明示事項)

第五条 法第十四条の二第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定の区域
- 二 浸水した場合に想定される水深
- 三 浸水継続時間
- 四 主要な地点における一定の時間ごとの水深の変化

(雨水出水浸水想定区域等の公表)

第六条 法第十四条の二第三項の規定による同条第二項の国土交通省令で定める事項の公表は、当該事項を定めた旨について、都道府県又は市町村の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うとともに、これらを表示した図面を都道府県知事又は市町村長の指定する場所において閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の図面には、雨水出水浸水想定区域の指定の前提となる降雨が想定最大規模降雨であることを明示しなければならない。

(市町村地域防災計画において定められた事項を住民等に周知させるための必要な措置)

第十一条 法第十五条第三項の住民、滞在者その他の者(以下この条において「住民等」という。)に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 第二条第一号及び第二号、第五条第一号及び第二号並びに第八条第一号及び第二号に掲げる事項を表示した図面に市町村地域防災計画において定められた法第十五条第一項各号に掲げる事項(次のイ又はロに掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれイ又はロに定める事項を含む。)を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項

ロ 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画に定めるべき事項)

第十二条 法第十五条の二第一項の地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 地下街等における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 地下街等の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 地下街等における洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- 四 地下街等における洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項

- 五 地下街等における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 六 自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 法第二条第三項に規定する水防管理者（以下単に「水防管理者」という。）その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導、浸水の防止のための活動その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項
- 2 地下街等の所有者又は管理者は、雨水出水に係る前項の計画において同項第二号に掲げる事項を定めるときは、当該地下街等の利用者の全てが安全に避難できることを国土交通大臣が定める方法により確認するものとする。
- （要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）
- 第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
 - 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
 - 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
 - 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
 - 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

附 則

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（略）

附 則〔平成二九年六月一四日国土交通省令第三六号〕

この省令は、水防法等の一部を改正する法律〔平成二九年五月法律第三一号〕の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（抜粋）

平成十二年五月八日法律第五十七号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊（傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。）、土石流（山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。）若しくは地滑り（土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。）（以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。）又は河道閉塞による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。

第二章 土砂災害防止対策基本指針等

（土砂災害防止対策基本指針）

第三条 国土交通大臣は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関する基本的な事項
- 二 次条第一項の基礎調査の実施について指針となるべき事項
- 三 第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定について指針となるべき事項
- 四 第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項
- 五 第二十七条第一項の規定による危険降雨量の設定並びに同項の規定による土砂災害警戒情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項
- 六 第二十八条第一項及び第二十九条第一項の緊急調査の実施並びに第三十一条第一項の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知のための必要な措置について指針となるべき事項

- 3 国土交通大臣は、基本指針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣及び農林水産大臣に協議するとともに、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 国土交通大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基礎調査)

第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査（以下「基礎調査」という。）を行うものとする。

- 2 都道府県は、基礎調査の結果を、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長に通知するとともに、公表しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、都道府県に対し、基礎調査の結果について必要な報告を求めることができる。

(基礎調査のための土地の立入り等)

第五条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、基礎調査のためにやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用することができる。

- 2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
- 4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。
- 5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用しようとする者は、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見を聴かなければならない。
- 7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。
- 8 都道府県は、第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 9 前項の規定による損失の補償については、都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

10 前項の規定による協議が成立しない場合においては、都道府県は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

（基礎調査に関する是正の要求の方式）

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域及びその発生原因となる自然現象の種類を定めてするものとする。

3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域及び土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を公示しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

6 前三項の規定は、指定の解除について準用する。

（警戒避難体制の整備等）

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾

斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

五 救助に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第四章 土砂災害特別警戒区域

(土砂災害特別警戒区域)

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、第二条に規定する土砂災害の発生原因ごとに、指定の区域並びにその発生原因となる自然現象の種類及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項（土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な事項として政令で定めるものに限る。）を定めてするものとする。
- 3 都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨並びに指定の区域、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び第二項の政令で定める事項を公示しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、関係のある市町村の長に、同項の規定により公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。

- 6 指定は、第四項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 7 関係のある市町村の長は、第五項の図書を当該市町村の事務所において、一般の縦覧に供しなければならない。
- 8 都道府県知事は、土砂災害の防止に関する工事の実施等により、特別警戒区域の全部又は一部について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、前項の規定による解除について準用する。

(特定開発行為の制限)

第十条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

- 2 前項の制限用途とは、予定建築物の用途で、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設（政令で定めるものに限る。）以外の用途でないものをいう。

〔資料第143〕

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（抜粋）

昭和41年7月15日条例第24号

水防または応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和36年8月東京都世田谷区条例第10号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、水防法（昭和24年法律第193号）第45条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、水防法第24条の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）に係る損害補償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一部改正〔昭和53年条例37号・平成8年6号・12年72号・17年47号〕

（損害補償を受ける権利）

第2条 従事者が水防若しくは応急措置の業務（以下「防災業務」という。）に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は防災業務に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害を有する状態になったときは、区長は、損害補償を受けるべき者に対して、その者がこの条例によって損害補償を受ける権利を有する旨を速やかに通知しなければならない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年44号・49号〕

第3条 損害補償を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

一部改正〔昭和53年条例37号・57年49号・平成11年41号・16年7号〕

（損害補償の申請）

第4条 損害補償を受けようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（損害補償）

第5条 損害補償の種類、対象及び要件並びに補償額の算定方法については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に定められているものの例による。

全部改正〔平成16年条例7号〕

（損害補償費の返還要求）

第6条 区は、従事者等に対して、この条例により損害補償に要する費用を支給した後において、その支給額に錯誤があったことが判明したときは、当該従事者等に対して、その錯誤に係る額の返還を求めることができる。

2 偽りその他不正の手段により損害補償を受けた者がいるときは、区は、その損害補償に要した費用に相当する金額の一部又は全部をその者から返還させることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年7号〕

(審査請求)

第7条 従事者の死亡、負傷又は病気が、防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法及び損害補償の実施について不服のある者は、区長に対して、審査請求をすることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・58年28号・平成16年7号・27年61号〕

(報告、出頭等)

第8条 区は、審査又は損害補償の実施のため必要があると認めるときは、損害補償を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

一部改正〔昭和53年条例37号・平成16年7号〕

(委任)

第9条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成16年条例7号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(略)

附 則 (平成27年12月7日条例第61号)

- 1 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例の規定は、施行日以後にその通知が到達する処分について適用し、施行日前にその通知が到達した処分については、なお従前の例による。

震災対策における都・区間の役割分担

(昭和 5 2 年確認)

事項	内容
1 市民消火隊の育成	市民消火隊 665 隊(1 隊 10 名程度)を区へ移管する。
2 防災活動拠点の整備	防災活動拠点事業については区事業とする。(補助方式は廃止する)
3 消防水利の確保	防災市民組織が利用する小型防火水槽(40 以下)は、区が対応する。都は、原則として 40 以上の防火水槽を設置する。
4 飲料水の確保	浄水場等から避難場所(給水拠点)までの輸送は、都が対応する。給水拠点から住民に対する給水は、区が実施する。
5 食糧及び生活必需品の確保	乾パン等の食糧については、区が 1 日分を目標に備蓄する。都は、それ以降の分について備蓄、調達で対応する。 生活必需品については、主に都が備蓄及び調達により確保する。住民への配布は区があたる。
6 備蓄倉庫の整備	備蓄物資の都区分担に基づき、都・区双方がそれぞれ設置する。
7 避難場所の利用管理	利用管理に係る管理者との協議及び発災時の避難場所での対応は、原則として避難場所所在の区が対応する。 二区以上の住民が利用する避難場所については、あらかじめ関係区において協議するものとする。 大規模避難場所で、所在区のみで対応することが困難な避難場所については、都が補完する方向で検討する。
8 避難誘導體制	一時集合場所の選定は、区が主体となって実施する。 地域ごとの避難計画については、区が策定する。 避難場所等の標識の設置は都、管理は区とする。
9 医療救護班の編成	医療救護班の編成基準は都が「災害医療運営連絡会」における協議に基づき作成する。考え方としては、区が初動活動を行い、都は広域的立場から応援にあたるものとする。
10 救護所の設置と負傷者の搬送	救護所の設置は区、後方医療施設は都が分担する。 搬送体制は次の区分で行う。 被災現場→救護所(区) 救護所→後方医療施設(都及び区)
11 医薬品、医療機材等の備蓄	都・区の医療救護班が使用する医薬品、医療機材等の確保については、「災害医療運営連絡会」で定める基準に従い、都区それぞれが調達を含め確保する。調整粉乳については、最初の 3 日分は区が備蓄し、それ以降は都が備蓄又は調達で対応する。